

南知多町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

目 次

1.	はじめに.....	1
1.1.	公共施設等総合管理計画策定の背景	1
1.2.	公共施設等総合管理計画の位置付け	1
1.3.	計画期間	2
1.4.	対象施設	3
2.	南知多町の現況	5
2.1.	南知多町の人口	5
2.2.	南知多町の財政	9
2.3.	公共施設等の保有状況	12
2.4.	更新費用の試算	19
3.	南知多町の公共施設等管理における課題	28
3.1.	人口減少下におけるサービスの維持	28
3.2.	更新時期を迎える施設と財源不足への対応	28
3.3.	公共施設等の安全確保と防災対策	28
3.4.	従来型の管理体制から脱却した組織づくり	28
4.	公共施設等の管理に関する基本方針	29
4.1.	公共施設等保有量の適正化	29
4.2.	維持管理の効率化と長寿命化	30
4.3.	施設の安全性の確保	30
4.4.	適正管理の仕組みづくり	30
5.	公共施設等保有量の適正化	31
5.1.	新規建設の制限	31
5.2.	統廃合と転用の推進	31
6.	維持管理の効率化と長寿命化	32
6.1.	施設保全の基本方針	32
6.2.	点検・診断等の実施	33
6.3.	維持管理・修繕・更新等の実施	33
6.4.	長寿命化の実施	34
7.	施設の安全性の確保	35
7.1.	耐震化の実施	35
7.2.	安全・安心の確保	36
8.	適正管理のための仕組みづくり	37
8.1.	横断的体制の構築	37
8.2.	民間との連携	37
9.	公共建築物の施設類型ごとの基本方針	39
9.1.	町民文化系施設	40
9.2.	社会教育系施設	42
9.3.	スポーツ・レクリエーション系施設	43
9.4.	産業系施設	44
9.5.	学校教育系施設	46
9.6.	子育て支援施設	48
9.7.	保健福祉施設	49
9.8.	医療施設	50
9.9.	行政系施設・防災施設	51

9. 10.	町営住宅	54
9. 11.	処理施設	55
9. 12.	その他施設	56
10.	インフラの施設類型ごとの基本方針	58
10. 1.	道路	58
10. 2.	橋梁	59
10. 3.	ため池	59
10. 4.	上水道	60
10. 5.	漁業集落排水	60
10. 6.	港湾・漁港（海岸保全施設を含む）	61
10. 7.	公園・緑地等	62
11.	公共施設等総合管理計画の実施体制	64
11. 1.	計画の基本的な進め方	64
11. 2.	住民との情報共有と連携	64

1. はじめに

1.1. 公共施設等総合管理計画策定の背景

日本の総人口は減少に転じており、本町においても、半世紀にわたって人口の減少が続いています。今後、さらなる人口減少や年齢構成の変化が予想される中、公共施設等に求められる利用需要も変化するとみられています。

一方で、日本全国の公共施設等は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて整備された施設が多く、現在、これらの施設は老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えます。今後、施設の更新時期が集中することで、各自治体にて財政負担が増大することが予想されます。本町においても、財政状況は厳しさを増しており、公共施設等の維持及び更新に充当可能な財源には限りがある状況です。

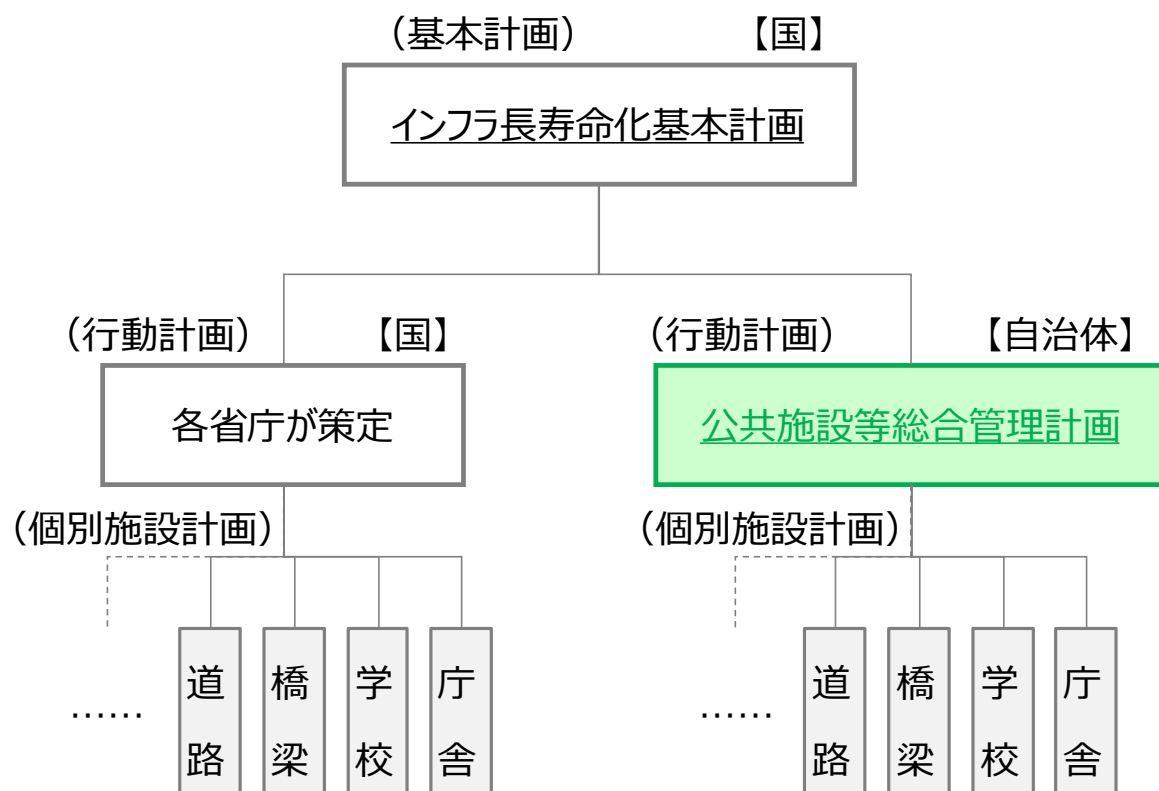
1.2. 公共施設等総合管理計画の位置付け

国土交通省では、道路や橋梁等の社会基盤施設（インフラストラクチャー、以下インフラと称す）の老朽化対策が大きな課題となる中、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、施設管理者に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

これを受けて総務省は、平成 26 年 4 月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するように要請しました。

本計画は、長期的な視点に立ち、本町が保有する公共施設等の効率的かつ効果的な管理及び運営と財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものです。本計画の位置付けを、図 1-1 に示します。

図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置付け



1.3. 計画期間

長期的な視点に立った公共施設等の管理を実施することから、本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年）から平成 42 年度（2030 年）までの 14 年間とします。

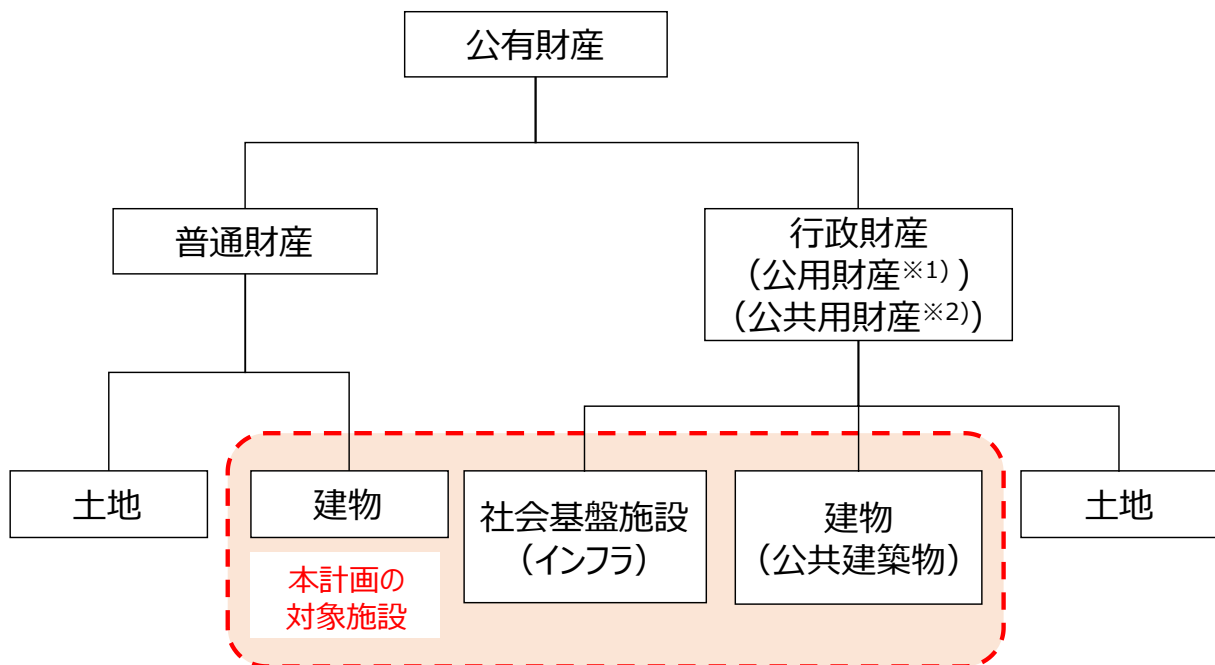
1. 4. 対象施設

本計画で扱う公共施設等は、本町が保有するすべての公共建築物、インフラ及び普通財産の建物（以下、便宜上公共建築物として扱う）とします（図 1-2 参照）。本計画で用いる情報は、特にことわりが無い限り、平成 28 年 3 月 31 日現在のものを使用しています。

公共建築物については、施設の延床面積が 50m² 以上のものを集計対象としています（一部 50m² 未満の施設も集計しています）。

なお、本町が構成団体である一部事務組合により管理・運営している消防署、ごみ処理施設、火葬場等は、本計画の対象外とします。

図 1-2 本計画の対象範囲



※1) 公用財産とは、町役場庁舎等、地方公共団体がその事務・事業を執行するために直接使用することを目的としている財産のこと

※2) 公共用財産とは、道路や学校等、住民の一般的な共同利用に供することを目的としている財産のこと

本計画の対象範囲となるインフラ並びに「2.4. 更新費用の試算」にて、将来の施設更新費用の試算集計範囲を、表 1-1 に示します。

表 1-1 本計画で扱うインフラ

対象インフラ		将来更新費用 試算の集計範囲
道路	町道	○
	農道	×
橋梁		○
ため池		×
上水道	管路	○
漁業集落排水	処理施設	△（機械類は除く）
	管路	×
港湾・漁港 （海岸保全施設を含む）	外郭施設	○
	係留施設	○
	臨港道路	○
公園・緑地等		×

なお、本計画で用いる数値については、四捨五入のために合計と内訳が一致しない場合があります。

2. 南知多町の現況

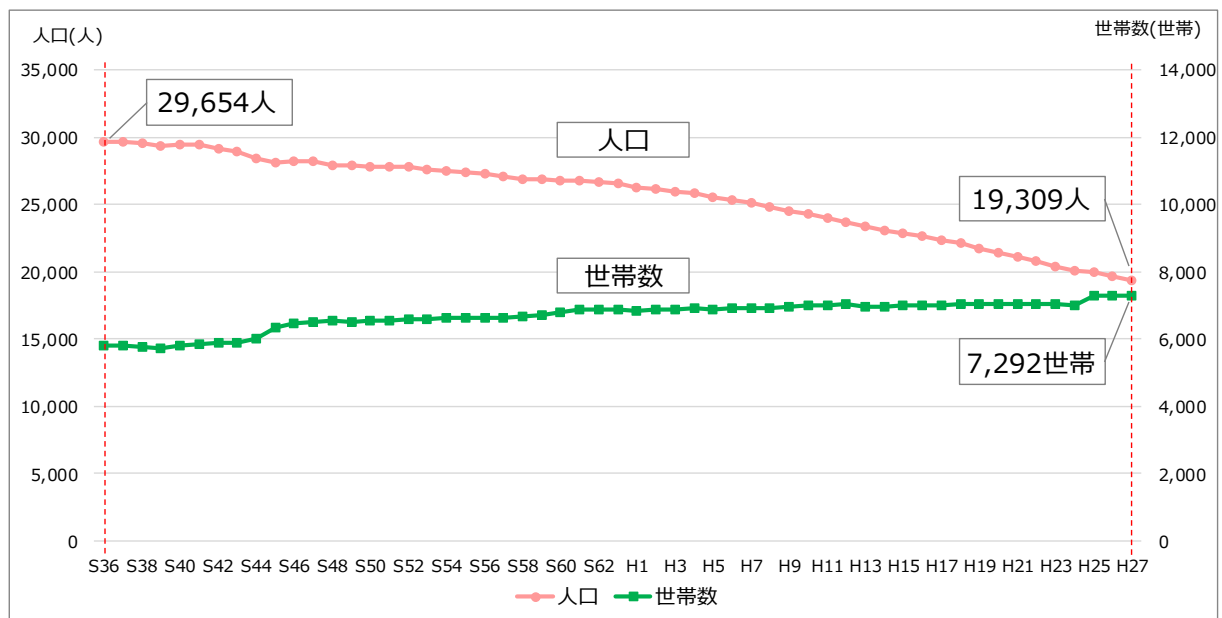
2.1. 南知多町の人口

2.1.1. 人口の推移

本町は、昭和 36 年 6 月 1 日に、知多半島南部の内海町、豊浜町及び師崎町並びに三河湾の篠島村及び日間賀島村の 5 か町村が合併して誕生しました。北部は美浜町に接し、三方が海で東に三河湾、南西は伊勢湾に面し、38.37km² の面積を有します。

合併当時から現在までの住民基本台帳に基づく人口及び世帯数の推移を図 2-1 に示します。平成 27 年（2015 年）現在、人口は 19,309 人、世帯数は 7,292 世帯、1 世帯当たり 2.65 人です。本町の人口は合併時の昭和 36 年（1961 年）の 29,654 人を最大に、現在に至るまで減少しています。

図 2-1 人口・世帯数の推移



出典：住民基本台帳（昭和 36 年～平成 27 年）

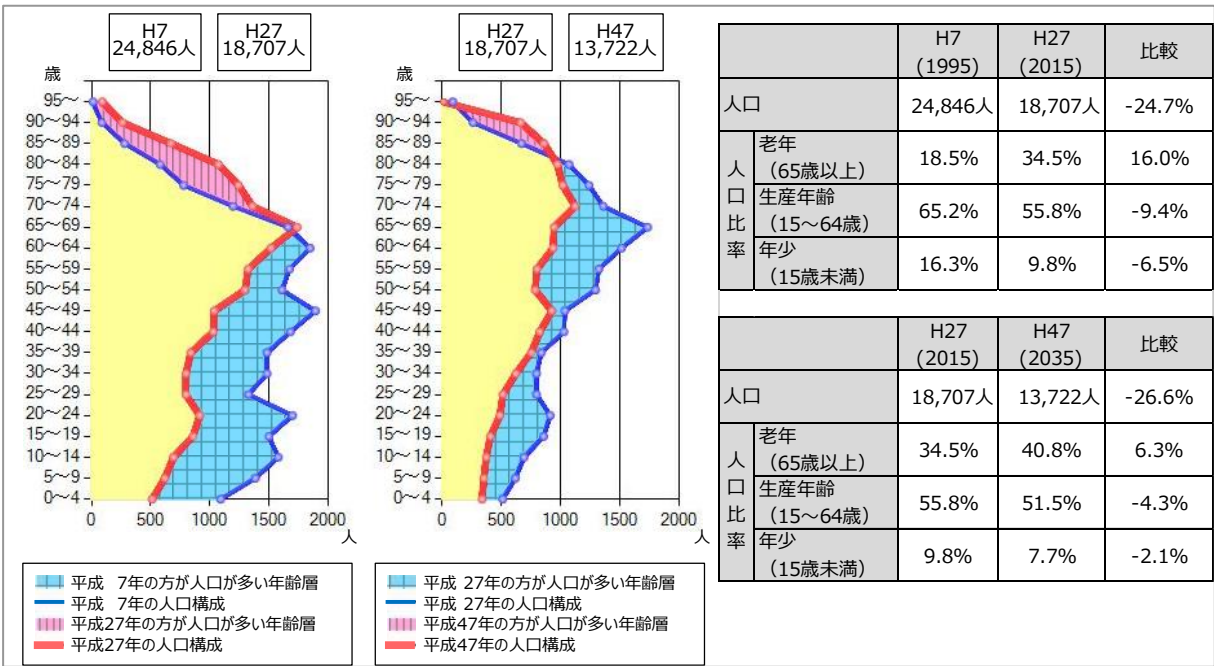
2.1.2. 年齢5歳階級別人口の推移と将来推計

平成27年（2015年）と、その前後20年の年齢5歳階級別人口動向を図2-2に示します。平成7年（1995年）と平成27年（2015年）の人口は、国勢調査の結果を用いています。平成47年（2035年）の人口は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計人口を用いています。

平成27年（2015年）を基準として、20年前の平成7年（1995年）と比べ、64歳以下の人口が減少しています。特に、14歳以下の人口は、20年間で半分以上に減少しています。一方で、65歳以上の人口は増加しています。特に、75歳以上ではすべての年代区分において20年間で1.5倍以上増加しています。

平成27年（2015年）から20年後の平成47年（2035年）には、人口は18,707人から13,722人へと73.4%まで減少し、年代別人口は、84歳以下のすべての年代区分において減少すると推計されています。特に、50～69歳の人口と34歳以下の人口減少が著しいと予想されています。

図2-2 年齢5歳階級別人口の推移（年齢5歳階級別）



出典：国勢調査（平成7年（1995年）・平成27年（2015年））

出典：国立社会保障・人口問題研究所（社人研）（平成47年（2035年））

2.1.3. 年齢3区分別人口の推移と将来推計

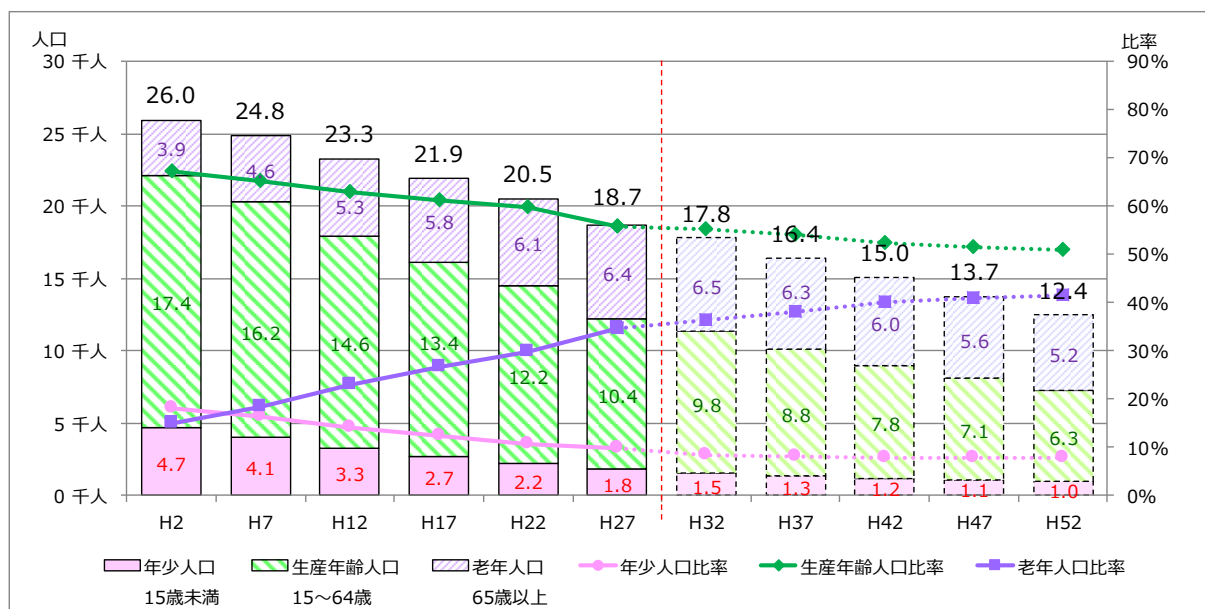
人口を年齢別に 15 歳未満の年少人口、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口、65 歳以上の老年人口の 3 つに区分して、その推移と将来推計について社人研準拠推計を図 2-3 に示します。

平成 2 年（1990 年）は既に少子高齢化が進んでおり、年齢区分別の人口比率では年少人口が 18.1%、生産年齢人口が 67.0%、老年人口が 14.9%となっていました。

その後、少子高齢化が更に進行し、平成 27 年（2015 年）には年少人口が 9.8%、老年人口が 34.5%と高齢者の比率が上がり、町の活力の中心となる生産年齢人口も減少し続けています。

今後も少子高齢化が一段と進み、平成 52 年（2040 年）には 15 歳未満の年少人口は 7.7%、65 歳以上の老年人口は 41.5%を占めると予想されています。

図 2-3 年齢3区分別人口の推移と将来推計



出典：国勢調査（平成 2 年～平成 27 年）

		国勢調査						国立社会保障・人口問題研究所				
		H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
人口比率	老年 (65 歳以上)	14.9%	18.5%	23.0%	26.7%	29.6%	34.5%	36.4%	38.2%	40.1%	40.8%	41.5%
	生産年齢 (15～64 歳)	67.0%	65.2%	62.9%	61.1%	59.6%	55.8%	55.2%	53.9%	52.2%	51.5%	50.8%
	年少 (15 歳未満)	18.1%	16.3%	14.1%	12.2%	10.7%	9.8%	8.4%	8.0%	7.7%	7.7%	7.7%
人口 (人)	老年 (65 歳以上)	3,859	4,589	5,339	5,844	6,081	6,438	6,471	6,252	6,024	5,592	5,158
	生産年齢 (15～64 歳)	17,399	16,201	14,628	13,388	12,244	10,412	9,805	8,830	7,842	7,067	6,320
	年少 (15 歳未満)	4,696	4,056	3,283	2,677	2,203	1,823	1,497	1,303	1,158	1,063	963
	年齢不詳	0	0	0	0	21	34					
	合計	25,954	24,846	23,250	21,909	20,549	18,707	17,773	16,385	15,024	13,722	12,441

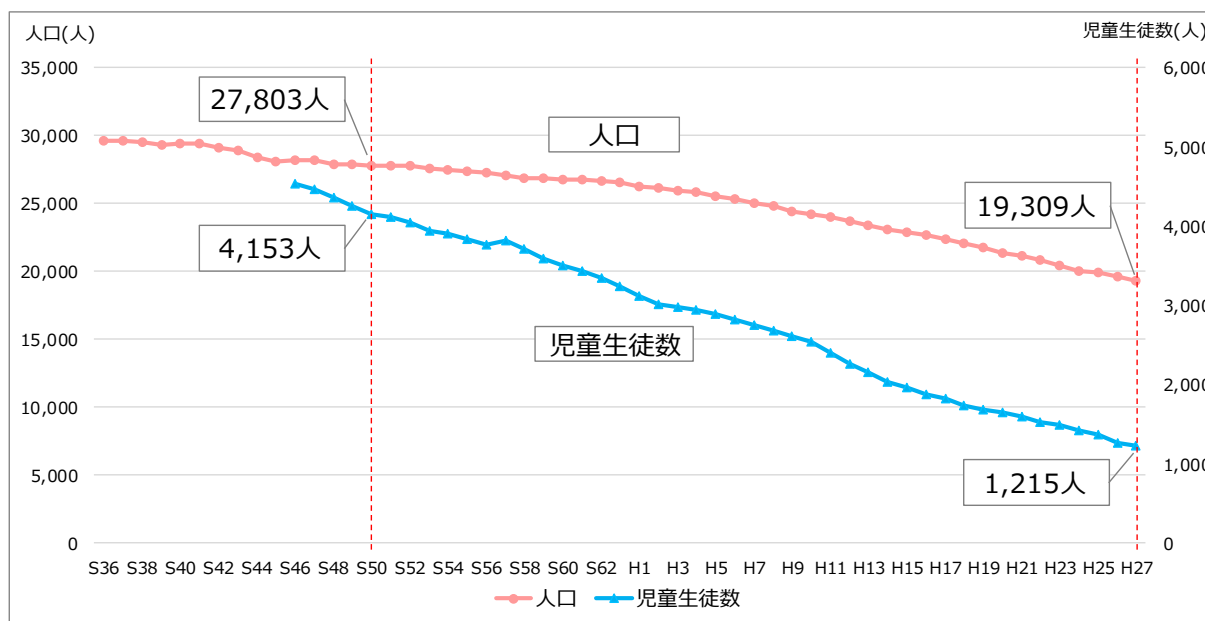
出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 32 年～平成 52 年）

2.1.4. 小中学校の児童生徒数の推移

本町の小中学校の児童生徒数の推移を図 2-4 に示します。

児童生徒数が 4,539 人であった昭和 46 年（1971 年）以降、現在に至るまで減少しています。平成 27 年（2015 年）現在、1,215 人であり、40 年前に当たる昭和 50 年（1975 年）の 4,153 人の 29.3%です。

図 2-4 人口・小中学校の児童生徒数の推移



出典：人口：住民基本台帳（昭和 36 年～平成 27 年）

出典：小中学校の児童生徒数：学校基本調査（昭和 46 年～平成 27 年）

2.2. 南知多町の財政

本町の財政について、平成 18 年度から平成 27 年度までの普通会計決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共施設等の更新や維持管理にかかる費用を試算します。

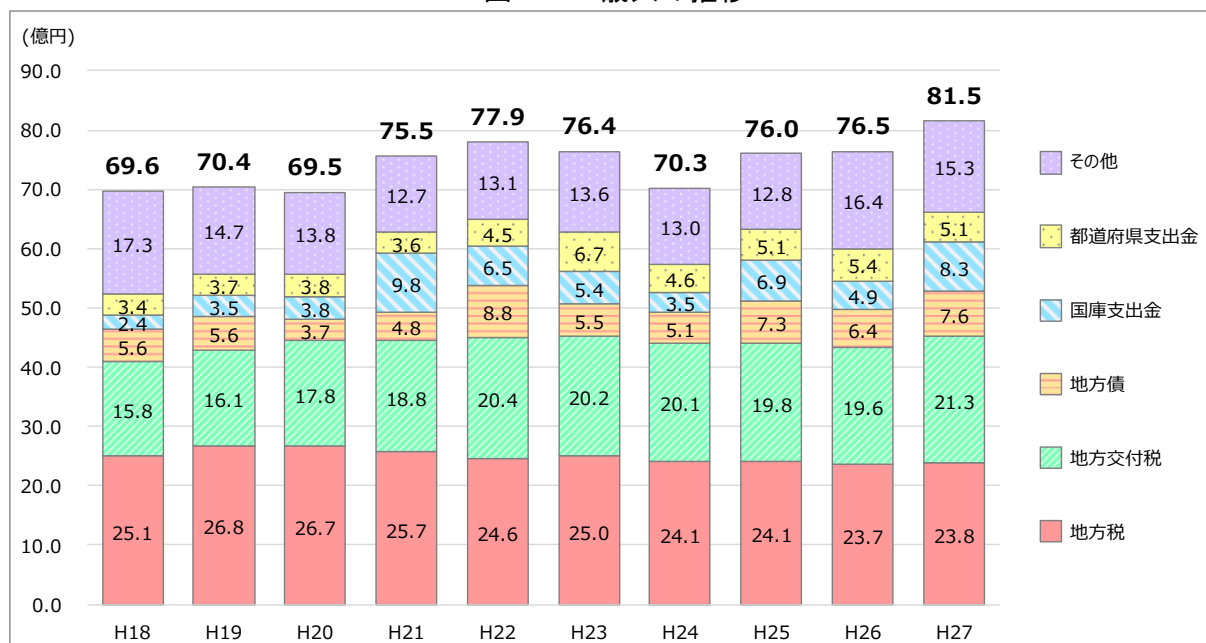
2.2.1. 歳入

歳入の推移を図 2-5 に示します。

平成 27 年度（2015 年度）の歳入は約 81.5 億円であり、平成 22 年度（2010 年度）以降平成 24 年度（2012 年度）にかけて減少していますが、平成 25 年度（2013 年度）以降は増加しています。

平成 27 年度（2015 年度）の歳入のうち、地方税は 23.8 億円（全体の 29.3%）、地方交付税は 21.3 億円（全体の 26.1%）です。

図 2-5 歳入の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調（平成 18 年度～平成 27 年度）

2.2.2. 歳出

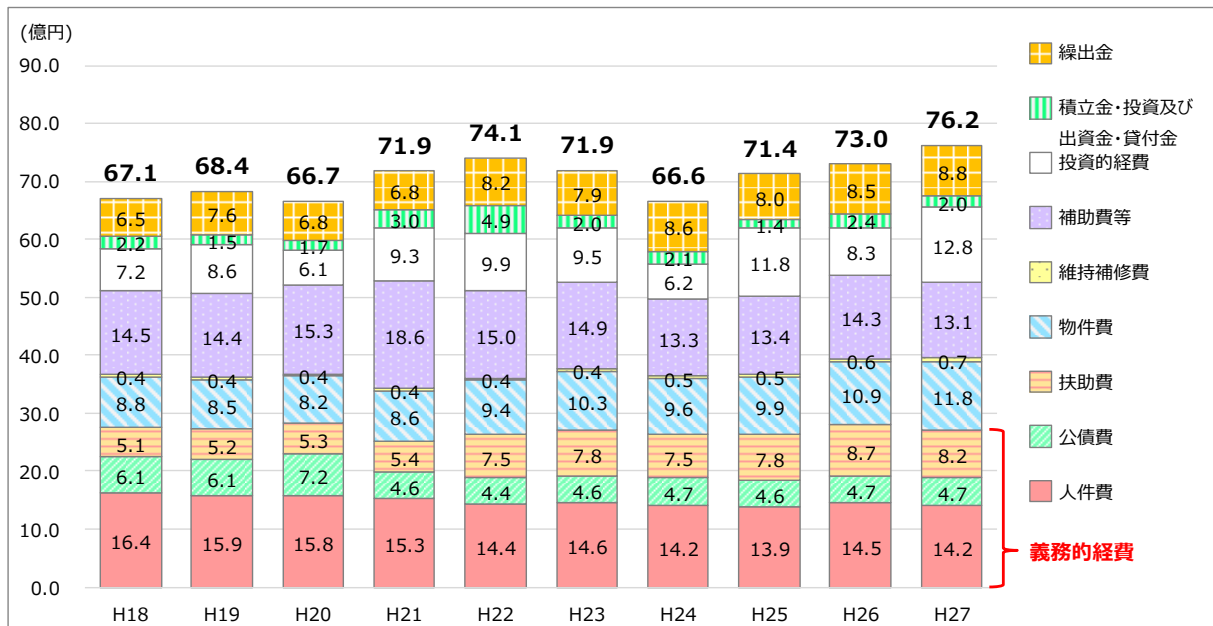
歳出の推移を図 2-6 に示します。

平成 27 年度（2015 年度）の歳出は約 76.2 億円であり、歳入と同じく平成 22 年度（2010 年度）以降から平成 24 年度（2012 年度）にかけて減少していますが、平成 25 年度（2013 年度）以降は増加しています。

児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対する社会保障として支出されている扶助費では、平成 27 年度（2015 年度）が 8.2 億円（全体の 10.7%）です。平成 18 年度（2006 年度）が 5.1 億円（全体の 7.6%）であり、この 9 年間では増加傾向にあります。

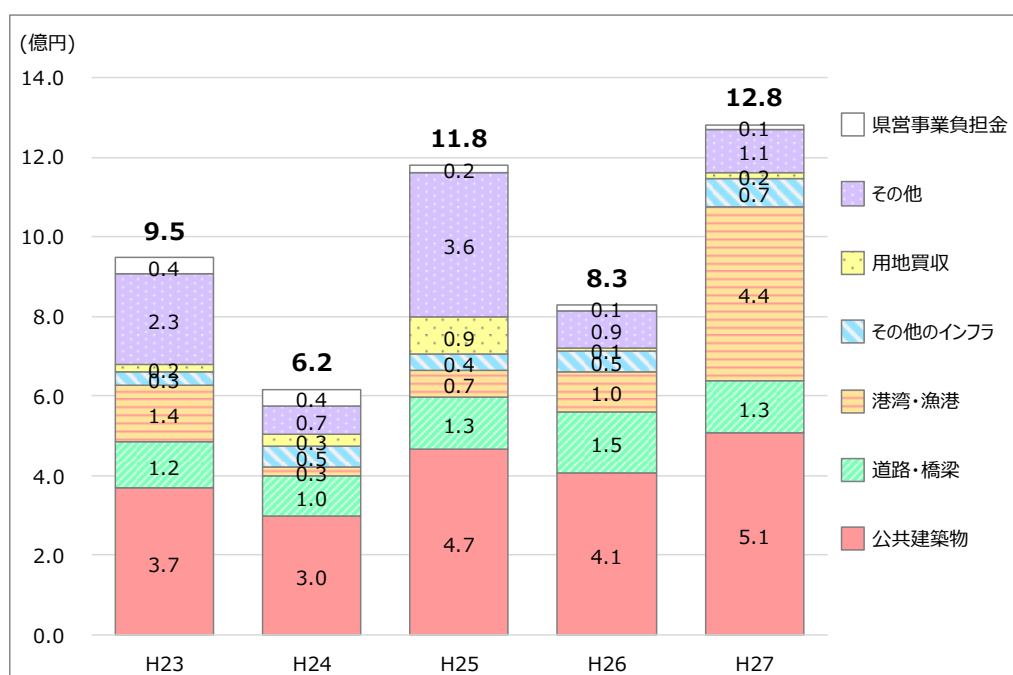
平成 27 年度（2015 年度）の投資的経費は全体の 16.8%で、12.8 億円となります。この投資的経費のうち、公共建築物に係る割合が多くを占めており、全体の 40.2%です（図 2-7 参照）。

図 2-6 歳出の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調（平成 18 年度～平成 27 年度）

図 2-7 投資的経費の推移



※「災害復旧事業費」は「その他」に含む

出典：南知多町 投資的事業一覧（平成 23 年度～平成 27 年度）

2.3. 公共施設等の保有状況

本町が所有する公共施設等の総量を表 2-1 に示します。

表 2-1 南知多町の公共施設等総括表

施設種別			総量	
公共建築物		91 施設	面積	94,723 m ²
インフラ	道路	町道	実延長	454,867 m
			面積	1,504,919 m ²
		農道	実延長	68,965 m
	橋梁	234 橋	橋長	1,217 m
			面積	5,537 m ²
	ため池	77 か所	堤長	3,948 m
	上水道	管路	延長	243,480 m
	漁業集落排水	管路	延長	16,497 m
	港湾 (海岸保全施設を含む)	外郭施設	延長	6,202 m
		係留施設	延長	849 m
		臨港道路	延長	313 m
	漁港 (海岸保全施設を含む)	外郭施設	延長	14,424 m
		係留施設	延長	4,546 m
		臨港道路	延長	6,811 m
	公園・緑地等	都市公園・一般公園・ 緑地・調整池 31 か所	面積	50,597 m ²

※港湾・漁港の外郭施設には、海岸保全施設を含む

2.3.1. 公共建築物

本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は、94,723.4m²（延床面積が50m²未満の施設は除く、ただし消防団詰所は含む）となります（表 2-2 参照）。

図 2-8 で用途分類別の延床面積比率を見ると、校舎や体育館等規模の大きな建築物で構成される学校教育系施設の割合が最も高く、公共建築物全体の 51.9%を占めています。次いで延床面積が多いのは町民文化系施設で全体の 11.3%です。その他に分類される施設は、南知多町師崎港駐車場、日間賀島浄化センター等があります。

図 2-9 に建築年度別延床面積、図 2-10 に耐震化の状況（延床面積割合）を示します。建築年度別では、建築基準法の耐震性能基準が改正された昭和 56 年度（1981 年度）以前に建てられた、旧耐震基準の建築物が 60.5%あります（昭和 56 年度（1981 年度）建築の新耐震基準建物は除く）。そのうち、耐震補強が未実施又は不明の延床面積は 13,589.9m²、全体の 14.3%です。主な耐震化未実施建築物（取壊し予定の建築物は除く）は、南知多町公民館内海分館、豊丘むくろじ会館、師崎港観光センター等です。

表 2-2 公共建築物 総括表

用途分類		延床面積（m ² ）		比率（%）	
大分類	中分類				
町民文化系施設	集会施設	10,720.2	10,720.2	11.3	11.3
社会教育系施設	図書館	567.6	2,844.7	0.6	3.0
	博物館等	2,277.1		2.4	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5,233.4	5,233.4	5.5	5.5
産業系施設	産業系施設	3,469.9	3,469.9	3.7	3.7
学校教育系施設	学校	47,036.1	49,203.3	49.7	51.9
	その他教育施設	2,167.2		2.3	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3,573.1	3,920.8	3.8	4.1
	幼児・児童施設	347.7		0.4	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	507.1	1,911.2	0.5	2.0
	保健施設	1,404.2		1.5	
医療施設	医療施設	459.4	459.4	0.5	0.5
行政系施設	庁舎等	3,263.1	5,194.3	3.4	5.5
	消防施設	500.0		0.5	
	その他行政系施設	1,431.2		1.5	
町営住宅	町営住宅	659.4	659.4	0.7	0.7
処理施設	処理施設	776.8	776.8	0.8	0.8
その他	その他	10,330.1	10,330.1	10.9	10.9
合計		94,723.4	94,723.4		

※「その他」は師崎港駐車場、日間賀島浄化センター等

図 2-8 公共建築物 用途分類別延床面積比率

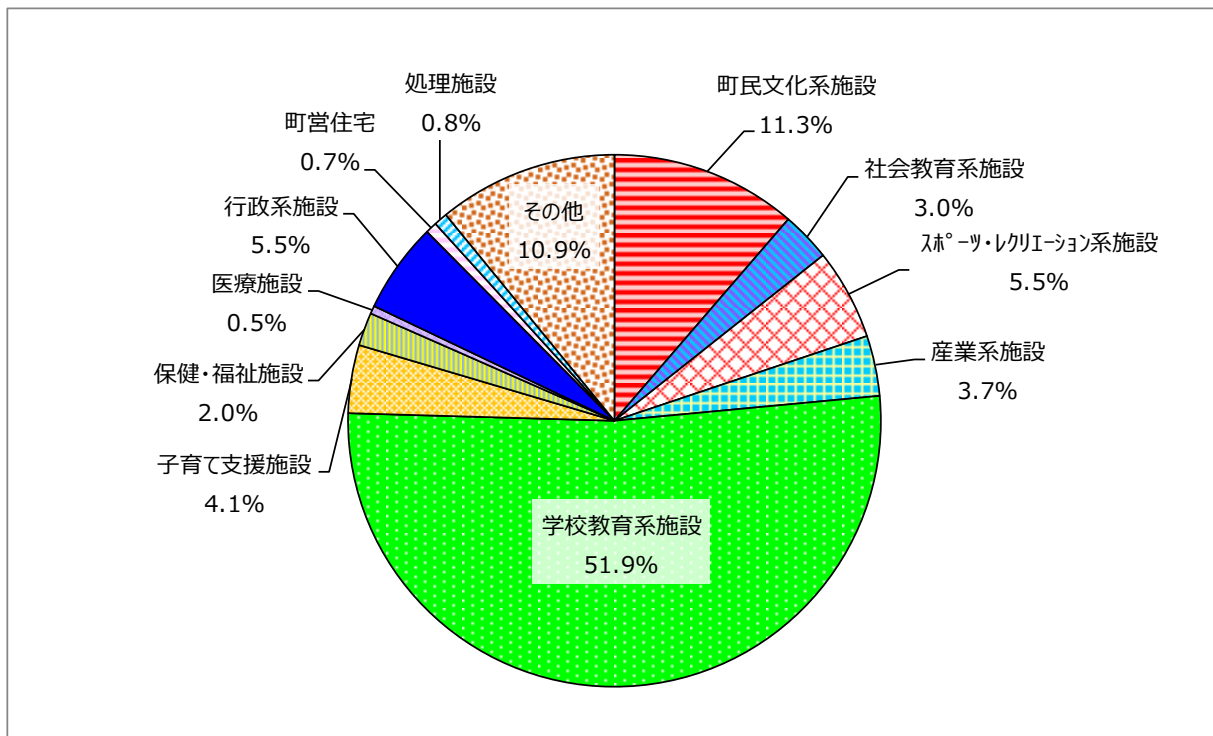


図 2-9 公共建築物 建築年度別延床面積

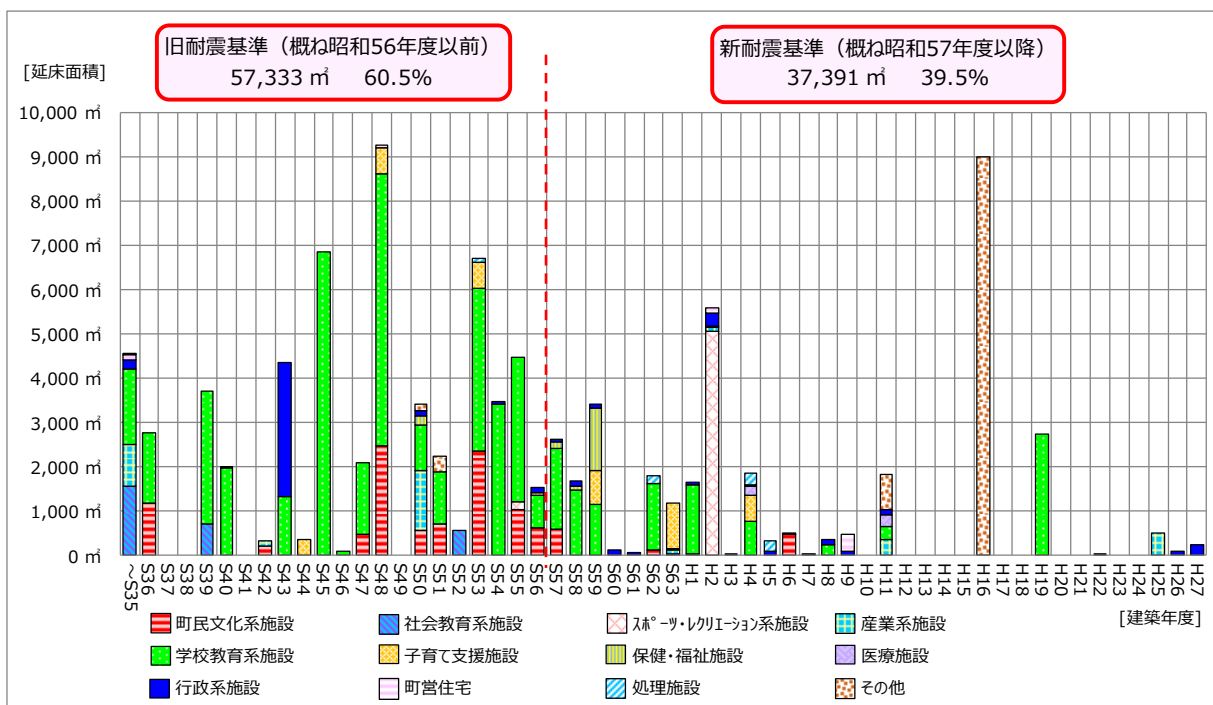
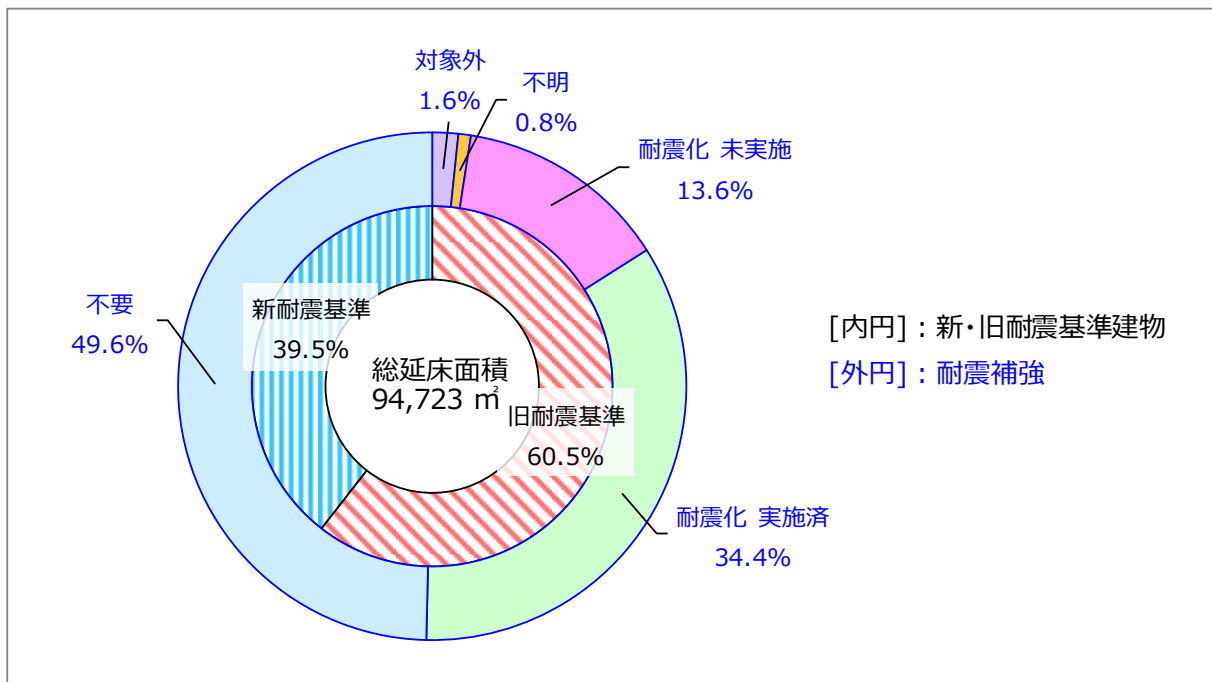


図 2-10 耐震化の状況（延床面積割合）



※「耐震化 未実施」には廃止、廃止予定、将来にわたる必要性要検討等の施設延床面積を含む

2.3.2. 道路

本町の道路（町道）の実延長は 454,867m、総面積は 1,504,919m²です（表 2-3 参照）。

表 2-3 道路（町道）総量内訳

		実延長		面積	
道路（町道）		454,867 m		1,504,919 m ²	
内訳	1 級町道	7,691 m	1.7%	47,289 m ²	3.1%
	2 級町道	19,852 m	4.4%	89,965 m ²	6.0%
	その他町道 （自転車歩行者道は除く）	426,836 m	93.8%	1,365,858 m ²	90.8%
	自転車歩行者道	488 m	0.1%	1,807 m ²	0.1%

道路は、町道のほか、農道、臨港道路（本計画では港湾施設・漁港施設として扱う）が存在します。

道路（農道）の実延長は 68,965m です。このうち舗装済みの農道は 58,285 m で、農道全体の 84.5%を占めます。

2.3.3. 橋梁

本町の橋梁（町道のみ、農道の橋梁を除く）は 234 橋あります。橋長の合計は 1,217m、面積の合計は 5,537m²です（表 2-4 参照）。

構造別では鉄筋コンクリート橋（RC 橋）が 207 橋と最も多く、次いでプレストレスト・コンクリート橋（PC 橋）が 18 橋あります。PC 橋と鋼橋は橋数の全体比率に対して面積の比率がやや高く、他の橋梁と比べて大きい橋となっています。

表 2-4 橋梁総量内訳

		橋梁		橋長		面積	
橋梁		234 橋		1,217 m		5,537 m ²	
内訳	PC 橋	18 橋	7.7%	229 m	18.8%	1,196 m ²	21.6%
	RC 橋	207 橋	88.5%	911 m	74.8%	3,860 m ²	69.7%
	鋼橋	2 橋	0.9%	50 m	4.1%	406 m ²	7.3%
	石橋	4 橋	1.7%	18 m	1.5%	41 m ²	0.7%
	鋼と RC(PC) の混合橋	3 橋	1.3%	9 m	0.7%	34 m ²	0.6%

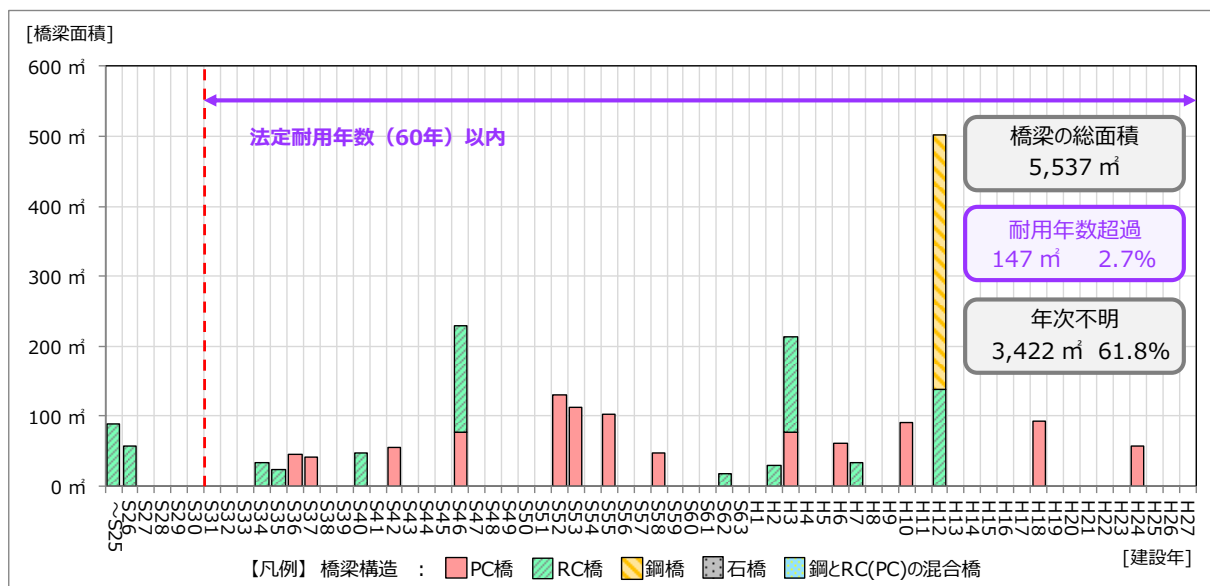
建設年次別の橋梁整備面積を図 2-11 に示します。

平成 24 年（2012 年）まで建設時期が分散しています。なお、建設年次の不明な橋梁が 205 橋（橋梁面積は 3,422m²）存在します。

本町の橋梁の多くは比較的小さな橋梁であり、橋長 2m 以上 15m 未満が 225 橋、橋長 15m 以上が 9 橋という内訳になっています。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超える橋梁が、建設年次不明を除いて 5 橋あります。

図 2-11 建設年次別橋梁整備面積



※「石橋」及び「鋼と RC(PC)の混合橋」はすべて年次不明

出典：道路施設現況調査、南知多町橋梁年次計画

2.3.4. ため池

本町の管理するため池は 77 か所あり、堤長の合計は 3,948m です。

地区別の内訳は、内海 20 か所、山海 11 か所、豊浜 4 か所、豊丘 16 か所、大井 19 か所、片名 5 か所、師崎 2 か所です。

通常の用水管理については、すべて地元区によって行われています。

2.3.5. 上水道

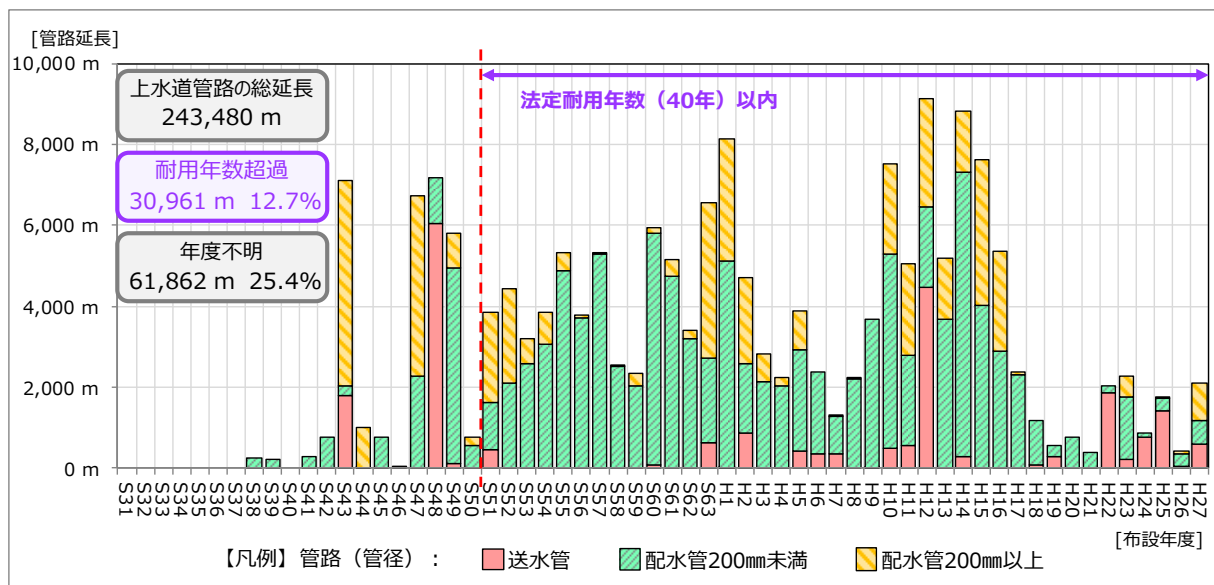
本町の上水道は、南知多町全域のほか、西尾市佐久島も供給範囲としています。

本町が管理している上水道は、愛知県営水道の受水地点から配水池までの送水管、配水池から需要者までの配水管及び給水管及び離島（篠島、日間賀島、佐久島）への送水管です。

管路の総延長は 243,480m、うち年度不明は 61,862m（25.4%）、耐用年数超過は 30,961m（12.7%）です。本町の上水道普及率は 100%、耐震管は平成 16 年度（2004 年度）より採用しており、平成 27 年度末時点での耐震管整備率は 10.2%です。

図 2-12 で布設年度別に見てみると、耐用年数 40 年を超える水道管が一定量存在します。また、平成 17 年（2005 年）まで、毎年ほぼ 2,000m 以上の水道管が布設替等により整備されています。

図 2-12 布設年度別上水道管路延長



2.3.6. 漁業集落排水

日間賀島では、島内の汚水処理施設として、漁業集落排水管路を布設しています。管路の布設は平成 9 年（1997 年）に開始し、現在までに 16,497m の整備を実施しています。島内の漁業集落排水への接続率は 95%を超えています。

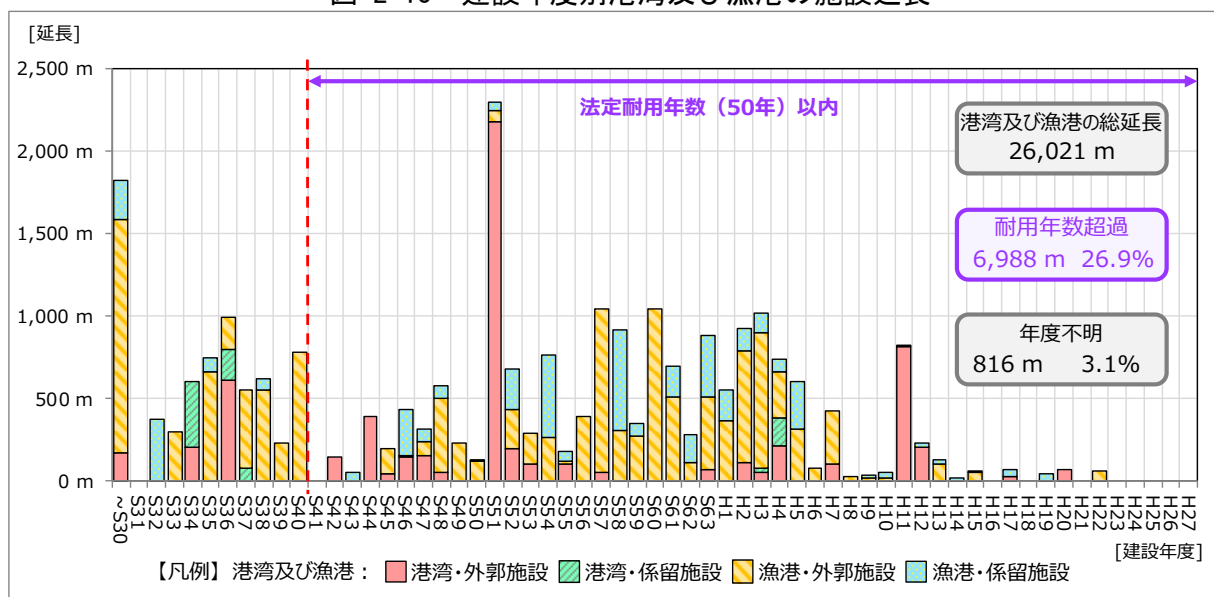
2.3.7. 港湾・漁港（海岸保全施設を含む）

本町が管理する港湾として、内海港があります。また、本町が管理する漁港として、豊丘漁港、山海漁港、大井漁港、日間賀漁港の 4 港があります。

港湾・漁港施設は、外郭施設、係留施設に大別されます。外郭施設は、港湾・漁港内を波等の影響から防護するための施設で、防波堤、護岸、防砂堤等がこれに当たります。係留施設は船舶が停泊するための施設で、岸壁、船揚場、物揚場、岸壁等がこれに当たります。この他に、港湾・漁港施設としては、臨港交通施設（臨港道路）等があります。臨港道路の長さは、7,125m です。

港湾・漁港施設について、外郭施設、係留施設ごとの、建設年度別施設延長を図 2-13 に示します。港湾・漁港施設の耐用年数は 50 年ですが、耐用年数を既に迎えている、昭和 40 年（1965 年）以前に建設された施設が多数存在します。

図 2-13 建設年度別港湾及び漁港の施設延長



※臨港道路は対象外

2.3.8. 公園・緑地等

本町には、都市公園が 12 か所、一般公園が 6 か所存在します。また、緑地等が 13 か所存在します。

2.4. 更新費用の試算

老朽化した公共施設等の更新及び大規模改修について、今後 40 年間で見込まれる費用の試算を行います。

費用の試算は、一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づく方法により行います。ただし、港湾・漁港施設については、本町の過去の投資的事業の実績を基に算出しています。

この試算は、更新及び改修のおおよその時期と費用を把握するために、施設類型ごとに一律の更新間隔と費用単価を設定して行うものです。

2.4.1. 公共建築物の更新費用

公共建築物は、建築年度から 30 年後に大規模改修を行い、60 年後に建替えを行うものとします。

既に改修又は建替えの時期を過ぎているものは、今後 10 年間で等分に分割して実施することとし、50 年以上経過している公共建築物は建替え時期が近いいため、大規模改修は実施しないものとします。

更新費用は、用途分類の大分類ごとに、表 2-5 で示す床面積当たりの単価を用います。

表 2-5 公共建築物の更新費用単価

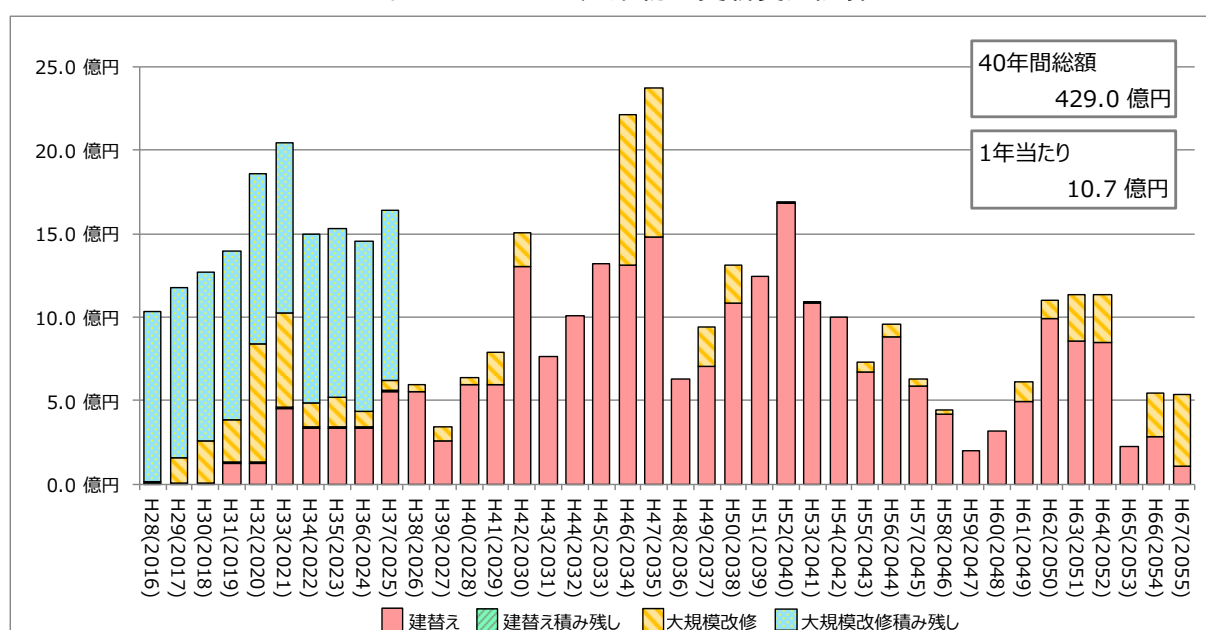
用途分類（大分類）	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
医療施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
町営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

図 2-14 で示すように、公共建築物の大規模改修及び建替えに必要な費用は、今後 40 年間の総額で 429.0 億円となります。1 年当たり 10.7 億円となります。

平成 37 年（2025 年）までに、多くの建築物で大規模改修が必要となり、平成 32 年（2020 年）～平成 37 年（2025 年）の多くの年で、10 億円以上が必要となります。

平成 29 年（2017 年）以降、既存公共建築物の建替えが必要となります。平成 39 年（2027 年）以降、その量は増大します。大規模改修及び建替えのピークとなる平成 46 年（2034 年）、平成 47 年（2035 年）、平成 52 年（2040 年）には、年間 15 億円以上が必要となります。

図 2-14 公共建築物の更新費用試算



2.4.2. 道路の更新費用

道路の更新費用は、町道の舗装の打替え費用とします。

耐用年数を 15 年と設定し、15 年間ですべての道路の舗装打替えを均等に行うものとします。

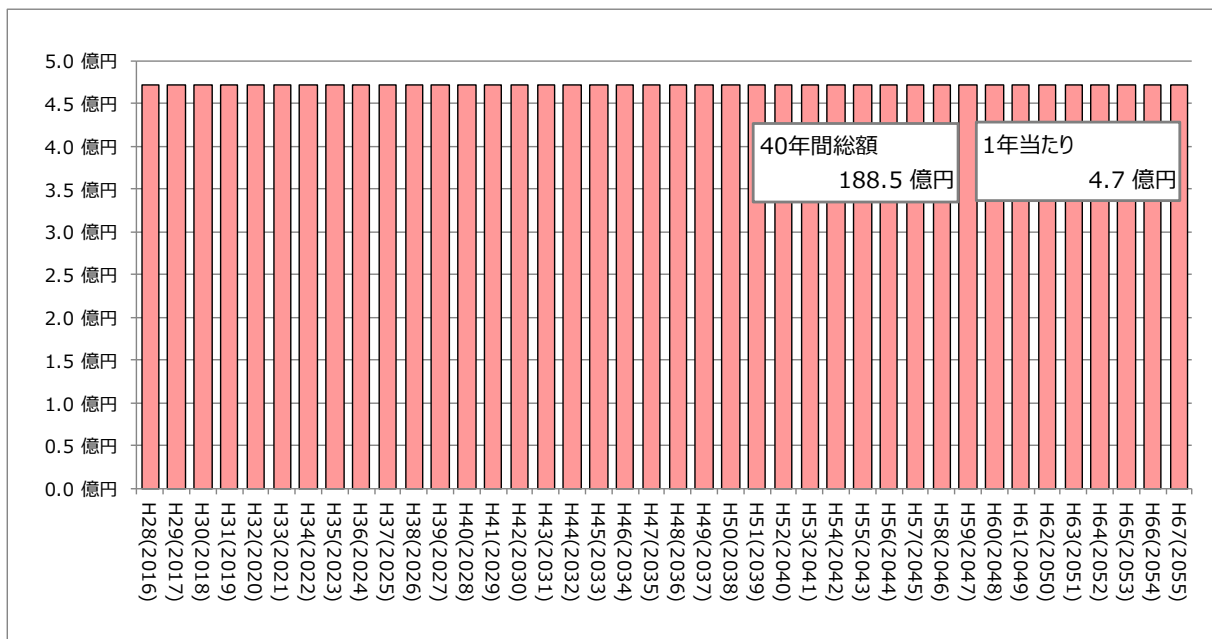
更新単価は、道路面積当たりの単価を設定しています（表 2-6 参照）。

表 2-6 道路（農道を除く）の更新費用単価

種別	更新単価
1 級町道	4,700 円/m ²
2 級町道	4,700 円/m ²
その他町道	4,700 円/m ²
自転車歩行者道	2,700 円/m ²

図 2-15 で示すように、道路の更新費用は今後 40 年間の総額が 188.5 億円であり、1 年当たりの金額は 4.7 億円です。

図 2-15 道路の更新費用試算



2.4.3. 橋梁の更新費用

橋梁の耐用年数を 60 年と設定し、建設後 60 年を経過した年に架け替えるものとしします。

架設年次が不明な橋梁は、昭和 26 年度（1951 年度）から平成 27 年度（2015 年度）の 65 年間で均等に建設されたものと仮定し、65 分の 1 ずつ更新するものとしします。

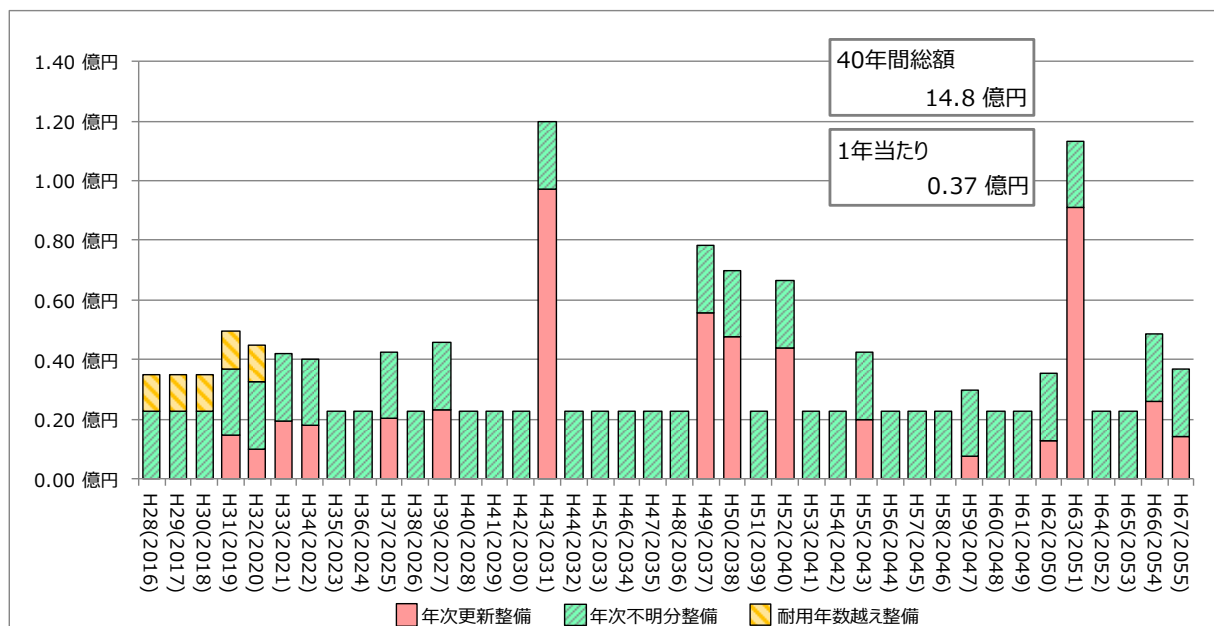
更新単価は、構造別に橋梁面積当たりの単価を設定しています（表 2-7 参照）。

表 2-7 橋梁の更新費用単価

構造	更新単価
PC 橋	425 千円/m ²
RC 橋	425 千円/m ²
鋼橋	500 千円/m ²
石橋	425 千円/m ²
鋼と RC(PC) の混合橋	500 千円/m ²

図 2-16 で示すように、橋梁の更新費用は今後 40 年間の総額が 14.8 億円であり、1 年当たりの金額は 0.37 億円です。平成 43 年（2031 年）以降、6～11 年おきに年 0.6 億円以上必要となる年があります。

図 2-16 橋梁の更新費用試算



2.4.4. 上水道の更新費用

上水道の管路は耐用年数を 40 年と設定し、布設後 40 年で交換するものとし
ます。

布設年度が不明な管路は、昭和 31 年度（1956 年度）から平成 27 年度（2015
年度）の 60 年間で均等に布設されたものと仮定し、60 分の 1 ずつ更新するもの
とします。

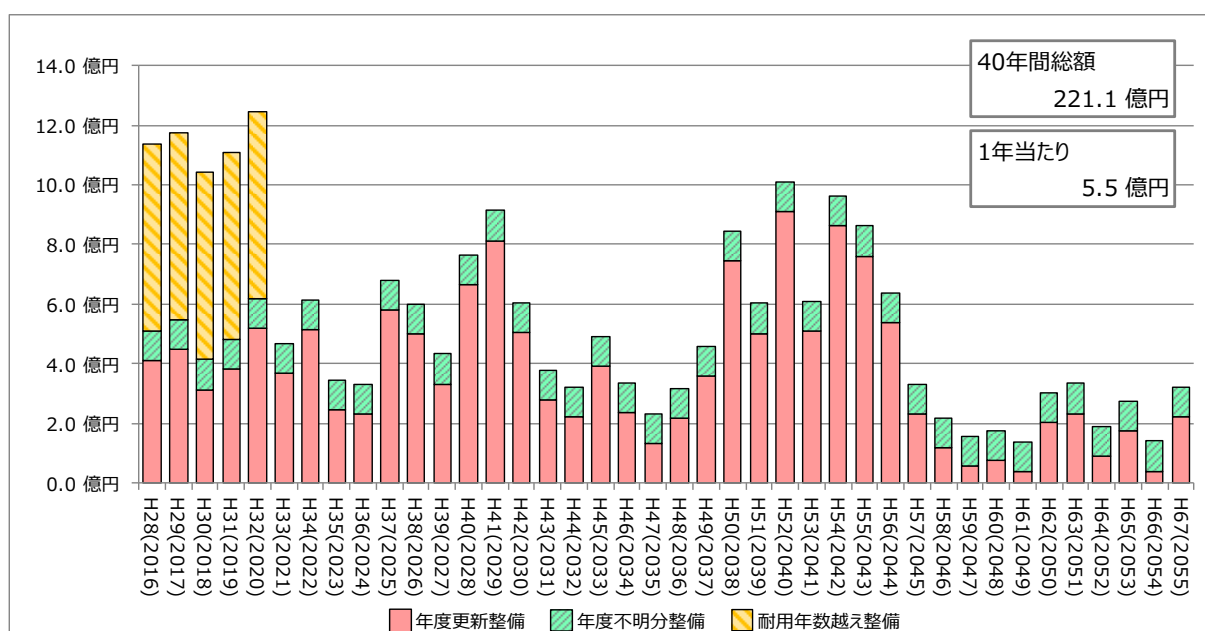
更新単価は、管径別にメートル（m）当たりの単価を設定しています（表 2-8
参照）。

表 2-8 上水道管路の更新単価

水道管	管径	更新単価
送水管	300mm 未満	100 千円/m
	300～500 mm 未満	114 千円/m
配水管	50 mm 以下	97 千円/m
	75 mm 以下	97 千円/m
	100 mm 以下	97 千円/m
	125 mm 以下	97 千円/m
	150 mm 以下	97 千円/m
	200 mm 以下	100 千円/m
	250 mm 以下	103 千円/m
	300 mm 以下	106 千円/m
	350 mm 以下	111 千円/m
	400 mm 以下	116 千円/m
	450 mm 以下	121 千円/m
	500 mm 以下	128 千円/m

図 2-17 で示すように管路更新費用は、今後 40 年間で 221.1 億円を必要とし、1
年当たりの費用は 5.5 億円となります。

図 2-17 上水道管路の更新費用試算



また、水道事業会計による平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの資本的支出のうち、建設改良費は、表 2-9 のとおりです。過去 5 年間で、1 年当たり約 2.8 億円の建設改良費が発生しています。

表 2-9 水道事業会計による建設改良費の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27
建設改良費	318,831 千円	191,538 千円	214,575 千円	316,663 千円	348,538 千円

2.4.5. 港湾及び漁港（海岸保全施設を含む）の更新費用

港湾及び漁港は、平成元年度（1989 年度）以降の投資的費用の実績に基づき、独自に算出しています。更新費用算出に用いる単価を表 2-10 に示します。

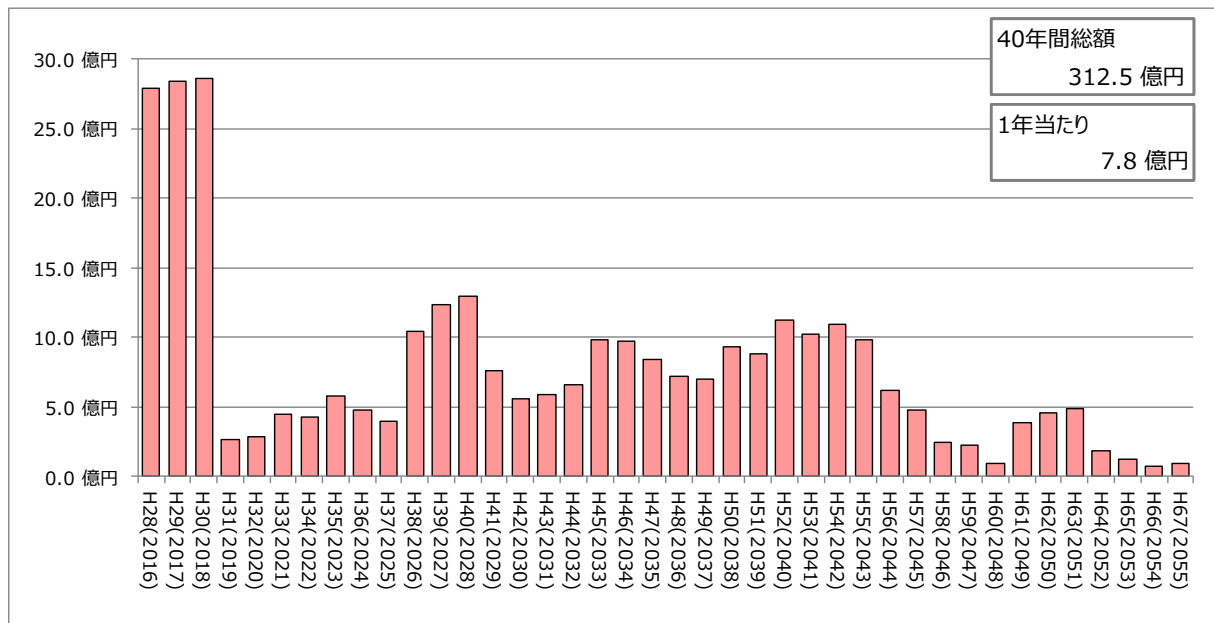
表 2-10 港湾・漁港施設の更新単価

施設分類	更新単価
外郭施設	1,130 千円/m
係留施設	1,390 千円/m
臨港道路	32.9 千円/m

港湾及び漁港の耐用年数を 50 年と設定し、建設後 50 年を経過した年に 3 年に渡って更新するものとします。建設年度が不明な港湾・漁港施設は、昭和 51 年度（1976 年度）から平成 27 年度（2015 年度）の 40 年間で均等に設置されたものと仮定し、40 分の 1 ずつ更新するものとします。また、臨港道路は、幅員が 7.0m であるものと仮定し、15 年間ですべての道路の舗装打替えを均等に行うものとします。

港湾及び漁港の更新費用は、40 年間で総額 312.5 億円必要となります。1 年当たりの費用は 7.8 億円となります。この中には、臨港道路の更新費用として、1 年当たり 1,563 万円の費用が含まれます。耐用年数が更新時期を迎えているにも関わらず、未更新の施設が多数存在するため、平成 28 年（2016 年）から平成 30 年（2018 年）に施設の更新時期のピークを迎えます（図 2-18 参照）。

図 2-18 港湾及び漁港の更新費用



2.4.6. 公共施設等全体の更新費用

公共建築物、道路、橋梁、上水道及び漁港・港湾を合計した更新費用は、今後40年間で1,166.0億円となり、1年あたりでは29.1億円必要となります(図 2-19 参照)。また、公共施設等全体における各施設の費用と比率を表 2-11 示します。

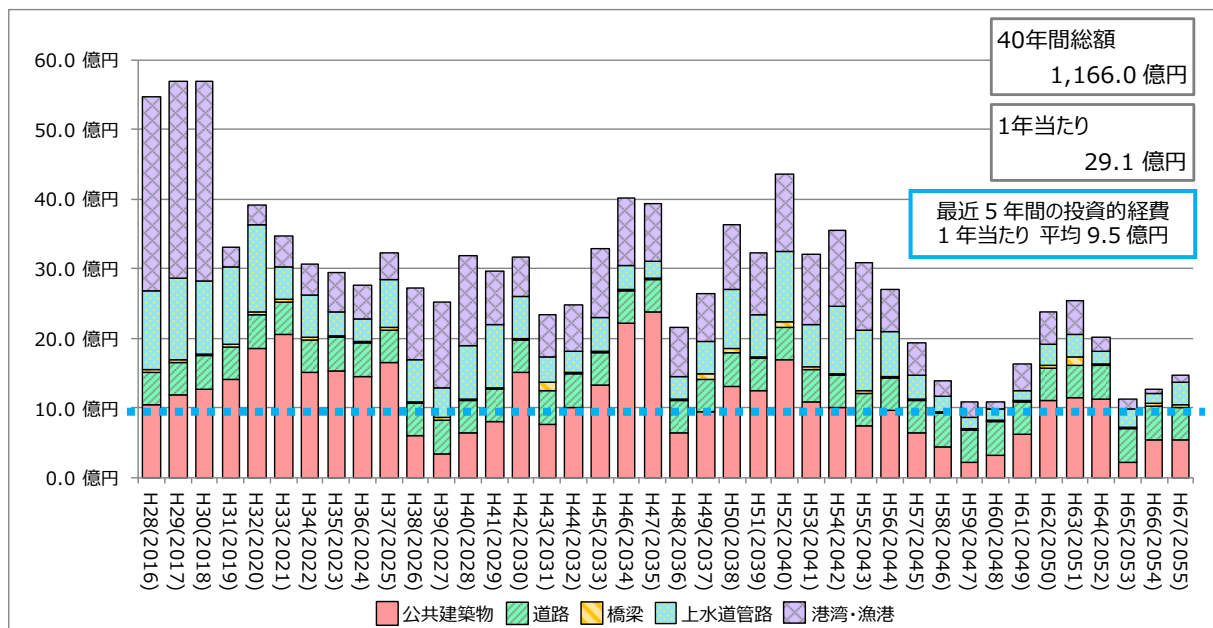
公共施設等全体の整備費用1,166.0億円のうち、公共建築物更新費用が429.0億円(36.8%)、港湾及び漁港更新費用が312.5億円(26.8%)を占めています。耐用年数を迎える港湾・漁港更新費用が発生する平成28年(2016年)から平成30年(2018年)並びに公共建築物において建替えが必要となる平成46年(2034年)及び平成52年(2040年)の更新費用が突出しており、年間40億円以上が必要となります。最近5年間(平成23~27年度)の投資的費用は年間平均9.5億円ですが、今後40年にわたり、すべての年でこの9.5億円を上回る費用が必要になります。

この試算金額は、本町が現在保有している施設を削減せず(取壊し予定の施設は除く)、施設耐用年数を迎えた年度に更新するものとして算出しました。予算の枠組みに収まるよう更新費用を削減するために、公共施設等保有量の適正化、長寿命化による更新間隔の延長等の取組が必要です。

表 2-11 施設別更新費用の比率

		40年間総額	1年あたり	比率
公共施設等全体		1,166.0億円	29.1億円	
内 訳	公共建築物	429.0億円	10.7億円	36.8%
	道路	188.5億円	4.7億円	16.2%
	橋梁	14.8億円	0.4億円	1.3%
	上水道管路	221.1億円	5.5億円	19.0%
	港湾・漁港	312.5億円	7.8億円	26.8%

図 2-19 公共施設等全体の更新費用試算



※図中の「最近 5 年間の投資的経費 1 年当たり 平均 9.5 億円」には 県営事業費を含まない

3. 南知多町の公共施設等管理における課題

3.1. 人口減少下におけるサービスの維持

本町の人口は今後、75 歳以上の後期高齢者を除くすべての年代で減少する見込みです。このため、各種公共施設等の需要も減少することが予想されます。住民は施設の利用者であると同時に、維持管理に必要な費用を負担する納税者でもあります。施設の総量が変わらないまま人口が減少すると、1 人当たりの負担は増大します。一方で、単に施設の総量を減らすだけでは、住民の生活の質を損ねるおそれもあります。

そのため、住民の生活の質を確保するためのサービスは維持しつつ、適切な施設の保有量を検討する必要があります。

3.2. 更新時期を迎える施設と財源不足への対応

「2.4.6. 公共施設等全体の更新費用」でも述べたとおり、本町では昭和 40 年代に建設された公共建築物や既に耐用年数を超えている港湾・漁港施設を中心に、近年の投資的経費を上回る更新費用が必要となります。一方で、生産年齢人口の減少が予想される中、本町の歳入で増加する要素が見られず、一方で、歳出においては、後期高齢者の増加に伴い社会保障で用いられる扶助費が増加傾向にあります。

現状のままでは施設の更新費用の確保はほぼ不可能であるため、投資を抑制しつつ、より効果の高い維持管理手法が求められます。

3.3. 公共施設等の安全確保と防災対策

公共施設等は、住民が日常生活の中で利用するものであり、老朽化により損壊が発生すると重大な事故につながるおそれがあります。また、大規模地震とそれに伴う津波発生危険性が指摘されており、本町の公共施設等においても耐災害性が求められます。

施設の保全を確実にいき、平常時だけではなく災害時においても、住民が安全かつ安心して利用できる状態を維持する必要があります。

3.4. 従来型の管理体制から脱却した組織づくり

これまでの公共施設等は、類型ごとに関係部局が個別に施設を整備し、管理してきました。需要が減少し、財源が不足する状況では、既存の構造物を有効活用する必要があります。

そのために、本町の施設全体の一元的な管理体制が必要となります。

4. 公共施設等の管理に関する基本方針

今後、公共施設等の老朽化が進み、更新や安全対策に多大な費用が必要になると予想されます。その一方で、財政面では地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による税収の低下、社会保障費の増加等の理由により、公共施設等の整備に充てられる財源が減少すると見込まれます。また、本町では巨大地震及びそれに伴う津波発生の危険性のある地域です。従来どおりの管理方法ではなく、新たな公共施設等の管理手法が求められています。

以上を踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する4つの基本方針を定めます。

① 公共施設等保有量の適正化

② 維持管理の効率化と長寿命化

③ 施設の安全性の確保

④ 適正管理の仕組みづくり

4.1. 公共施設等保有量の適正化

高度成長期に整備されてきた公共施設等ですが、今後、本町のさらなる人口減少が予想される中、そのすべてを保有し続けることは財政上困難です。将来の財政状況で維持管理できる適正な規模まで、公共施設等の保有量を削減することが不可欠です。

公共建築物については、施設統合による複合化・多機能化により施設保有量の削減と行政サービスの維持・向上を図るとともに、不要な施設を廃止します。

インフラは面的ネットワークとして整備されているものが多く、また、住民の生活基盤となっているため、容易に削減することが困難です。既存インフラの維持を基本とし、新規に整備または拡大するものについては必要性の高いもののみ限定して、保有量の増大を抑制します。

4.2. 維持管理の効率化と長寿命化

公共施設等の中には、行政が役割を果たすために必要な施設や、住民の日常生活に必要不可欠な施設があります。このような必須施設を維持していく上で、行政サービスの質を低下させずに維持費用を削減するためには、管理の効率化を図る必要があります。

構造物の適切な点検・診断の実施、計画的な維持管理・修繕・更新、一部構造物の長寿命化を図ります。また、施設によっては、民間手法・資金の活用、受益者負担の適正化、広告事業・施設命名権の導入等、類型ごとに様々な手法を検討します。

4.3. 施設の安全性の確保

公共施設等は住民の生活の中で広く利用され、老朽化や地震等の災害発生により施設が保持する機能が低下することによって、生活や社会経済活動に大きな影響を与える可能性があります。そのため、施設の耐震化など安全性を確保することにより、施設が保持する機能の低下を未然に防ぎます。また、津波や高潮に対する安全性を確保します。

4.4. 適正管理の仕組みづくり

公共施設等の維持管理を総合的かつ計画的に推進するためには、これまでの担当部署単独の維持管理の方針から、庁内各部署の連携・協議体制を確立する必要があります。

維持管理の一元化を図るための協議会の設立、指定管理者制度や PFI 等による民間の活用、職員研修の実施、住民への情報提供等です。

5. 公共施設等保有量の適正化

5.1. 新規建設の制限

新しく公共施設等を建設する際は、事前にその必要性について十分な検討を行います。現在の需要だけではなく将来の需要を見据えた上で必要であるか、建設費用だけでなく毎年の維持費も考慮して費用対効果が高いのか、未利用施設の再利用や既存施設の複合化等に対応できないか、様々な角度から検討し、その上で必要性が認められた場合のみ建設することとします。

また、建替えの際は、将来人口を踏まえ、既存建築物の規模と同程度かそれ以下にすることを基本とし、さらに、他施設との複合化で総延床面積を削減できないか検討します。

5.2. 統廃合と転用の推進

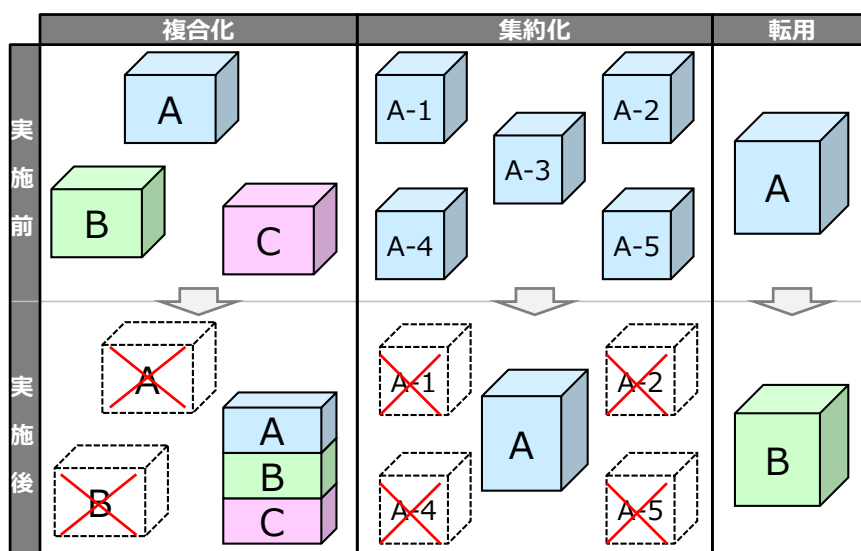
人口と財政に見合う適正な保有量に向けて公共建築物の統廃合とともに、利用の見込みのない施設については、早期の撤去等を検討します（図 5-1 参照）。

従来の公共建築物の多くは、単一機能のみを有していました。しかし、1施設1機能である必要は無く、今後は「行政サービスを提供する機能」として多機能化した複合施設とし、利便性の向上、利用者数増大、共同利用による延床面積の削減、行政サービスの連携強化を図ります。

同種の施設が複数ある場合、個々の施設の利用率や建設年を考慮しつつ、拠点地域に集約し、一つの施設に人員と費用を集中することで、施設機能とサービス向上を図ります。

統廃合により廃止された公共建築物を転用して別の用途で活用することで、整備費用を抑えて必要な施設を確保することができます。

図 5-1 複合化・集約化・転用のイメージ



6. 維持管理の効率化と長寿命化

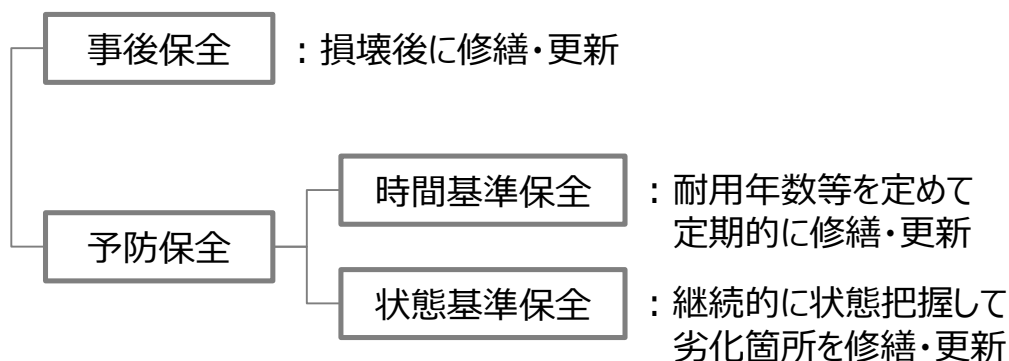
6.1. 施設保全の基本方針

「2.4. 更新費用の試算」でも述べましたが、本町が保有する公共施設等をすべて維持する場合、老朽施設の更新及び修繕に今後40年間で1,166.0億円の費用が必要になると予測されます。この更新費用の試算は、施設類型ごとに設定した更新単価と更新間隔（耐用年数）をもとに算出しています。しかし、個々の施設で劣化の進行速度が異なることと、施設類型単位に一律の水準で管理しては更新費用に充てられる財源が不足することから、実態に合った管理水準の設定が必要になります。

そこで、劣化の進みやすさと機能が損なわれた場合の社会的損害等を基準に、公共施設等を施設類型ごとに数段階に分類し、それぞれ管理水準を設定します。

施設の保全手法は、その実施時期により、施設等の損壊の都度に修繕を行う「事後保全」と、損壊する前に計画的に修繕を行って事故を未然に防ぐ「予防保全」とに分類できます。さらに、予防保全は実施時期を決定する基準によって、材質、構造、使用状況等から耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕時期を判断する「状態基準保全」とに分類できます（図6-1参照）。

図 6-1 施設の保全手法



事後保全は、損壊した施設のみを修繕するため修繕費用自体は少なくなりますが、損壊を予防できないため、施設の損壊が原因となって住民の身体、生命、財産を損なう事故が発生する危険性があります。

時間基準保全は、施設を安全に使用できる期間を想定して修繕間隔と耐用年数を定め、定期的な修繕と耐用年数を超過した施設等の更新を実施することで、事故を未然に防ぎます。修繕及び更新の時期が予測しやすく、中長期的な計画策定が容易な手法です。しかし、想定以上の劣化の進行により、修繕又は更新の時期を迎える前に損壊する危険性があります。

状態基準保全は、施設等の点検を継続的に実施し、個々の劣化状況を正確に把握した上で必要な時期に必要な箇所の修繕と更新を行うことができます。しかし、

点検を実施するための人手と費用が必要となり、すべての公共施設等を定期的に点検するのは大変困難であり、状態基準保全を実施できる範囲は限られます。

施設の保全にあたっては、事後保全、時間基準保全、状態基準保全の考え方を組合せて、より効率的な施設の維持管理を目指します。

6.2. 点検・診断等の実施

6.2.1. 点検・診断・措置の実施と記録

適切な点検、診断、措置を実施し、その記録を蓄積することにより一過性ではなく継続的な維持管理に努めます。

6.2.2. 管理者による日常的な点検

定期的な点検を実施している場合でも、次の点検までの間に予期せぬ劣化や損壊が発生する場合があります。管理者が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備の不具合等について点検を行い、必要に応じて修繕します。

6.2.3. 劣化・損壊の情報収集

本町が保有する公共施設等について、通常の定期点検及び日常的な点検に加えて、劣化・損壊の早期発見を推進するために住民等からの通報など迅速な情報収集に努めます。

6.3. 維持管理・修繕・更新等の実施

6.3.1. ライフサイクルコストの削減

建設時の初期費用（イニシャルコスト）だけではなく、毎年の管理業務等による維持費用（ランニングコスト）や取壊し費用も含めた、公共施設等の設置から撤去までにかかる全費用（ライフサイクルコスト）を考慮して、全体の費用削減を目指します。

施設を長寿命化し、長期間利用することで、大きな費用が必要となる建設・更新の間隔が長くなり、費用削減につながります。

毎年の維持費用は初期費用と比較して金額は小さいものの、施設を利用する数十年間という期間で考えると、維持費用の割合は大きくなる場合があります。設計・建設の段階で、建設費用だけでなく、管理と修繕の費用を削減できる材質、構造、工法等も検討が必要です。

また、断熱・日光遮断等省エネルギー技術の導入、再生可能エネルギー導入等、新技術を積極的に活用することにより、光熱費削減だけではなく、環境負荷の軽減にも貢献できます。

6.3.2. 事業量と費用の平準化

今後、多くの施設で更新及び修繕が必要になり、事業が集中し費用が不足する年度が予想されます。そのため中長期的な視点で本町全体での事業量と費用が各年度で均等になるように計画的に調整を行い、財政的負担軽減を図ります。

6. 4. 長寿命化の実施

6.4.1. 予防保全による寿命の延長

予防保全の考え方に基づいて損傷が軽微な早期段階で予防的な修繕を実施することで、公共施設等の劣化を防止し、施設寿命の延長を図ります。

6.4.2. 長寿命化改修による耐久性の回復・向上

耐久性が低下した公共施設等に対して、構造等の補強により耐久性を上昇させる長寿命化改修を実施することで、建設時に想定した耐用年数以上の利用を図ります。

6.4.3. 長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、法令上の基準、公共施設等自体の物理的耐久性、社会が公共施設等に求める機能水準及び公共施設等を存続させるための費用効率の 4 つがあり、要素ごとに耐用年数が決まります（表 6-1 参照）。

これらの耐用年数と施設の状況を総合的に勘案したうえで、効果が見込まれる施設については、長寿命化改修の実施を検討します。

表 6-1 耐用年数の種類

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数（要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある）
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設した方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数

7. 施設の安全性の確保

7.1. 耐震化の実施

7.1.1. 災害対策拠点等の優先的対応

本町においては、南海トラフ巨大地震の発生とそれに伴う津波被害等の危険性があります。

公共施設等の中には、町役場や消防署のように災害対策の拠点となる施設、学校や公民館のように避難所となる施設、救助活動や支援物資輸送の経路となる緊急輸送道路等のように災害発生時に機能を発揮すべきものがあります。これらの公共施設等については、耐震補強等の対策について優先的対応を検討します。

7.1.2. 非構造部材と付属設備の耐震化

建築物の耐震性能を考える際、一般的に基礎、柱、梁及び壁等構造の主要部分（躯体）の強度から、その建築物が地震の震動及び衝撃に対し倒壊又は崩壊する危険性について判断します。

しかし、建築物の躯体が地震に耐えられても、天井の落下や棚等の転倒等が原因で人身被害が生ずるおそれがあります。道路においても、標識及び街路灯等道路に付属する設備が落下するおそれがあります。

非構造部材と周辺の設備も含めて耐震補強を実施し、地震発生時における施設の安全性確保に努めます。

7.1.3. インフラ復旧計画の策定

災害発生時にも十全に機能するように耐震補強等の事前対策を施すことは重要ですが、大規模災害への対策を完璧にすることは困難であり、ライフラインが止まった場合を想定した備えが必要となります。

ライフラインの速やかな復旧と給水車等復旧までの代替手段の確保等について計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に機能低下を最小限に抑えるようにします。

7.2. 安全・安心の確保

7.2.1. 避難所等の確保

公共施設等は、災害発生時には、本来の機能のほか、避難所や一時避難場所として機能します。そのため、施設の統廃合の検討にあたっては、地震発生時及びそれに伴う津波警報発令時、豪雨・台風及びそれに伴う土砂災害警戒時において、住民の安全を確保することを考慮します。

7.2.2. 予防保全による危険への早期対応

点検により危険性が高いと判断された公共施設等については、早期に修繕等の対策を実施し、事故発生の防止に努めます。

7.2.3. ユニバーサルデザインの推進

公共建築物は多くの住民に広く利用されるものであり、誰にとっても使いやすいものであることが望まれます。

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、性別、体格、身体能力等に左右されずに誰もが安全に利用できる施設を目指します。

8. 適正管理のための仕組みづくり

8.1. 横断的体制の構築

8.1.1. 全庁横断的組織による協議と情報共有

現在、公共施設等はその形態・機能ごとに管轄の部署が分かれています。本町が保有する施設全体を一元的に把握するため、公共施設等を所管する各部署の職員が参加し、全庁横断的な協議・検討、情報の共有を推進します。

8.1.2. 職員研修の実施

本町全体が統一的な方針のもとで公共施設等を管理するために、各部署の担当職員を対象とした研修を実施し、方針の周知と意識の醸成を図ります。

8.2. 民間との連携

8.2.1. 指定管理者制度、業務委託の活用

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を、地方自治法第244条の2第3項に基づき法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。民間の経営手法を公共施設等の管理と運営に活用することで、効率化と利便性の向上を図ります。

また、指定管理者として包括的に施設管理を代行させることが適切でない施設であっても、運営、維持管理、修繕等の一部の業務を民間に委託するなど、民間のノウハウを活用し、行政と民間が連携した公共施設等の管理を推進します。

8.2.2. PFIによる公共施設等の整備と運営

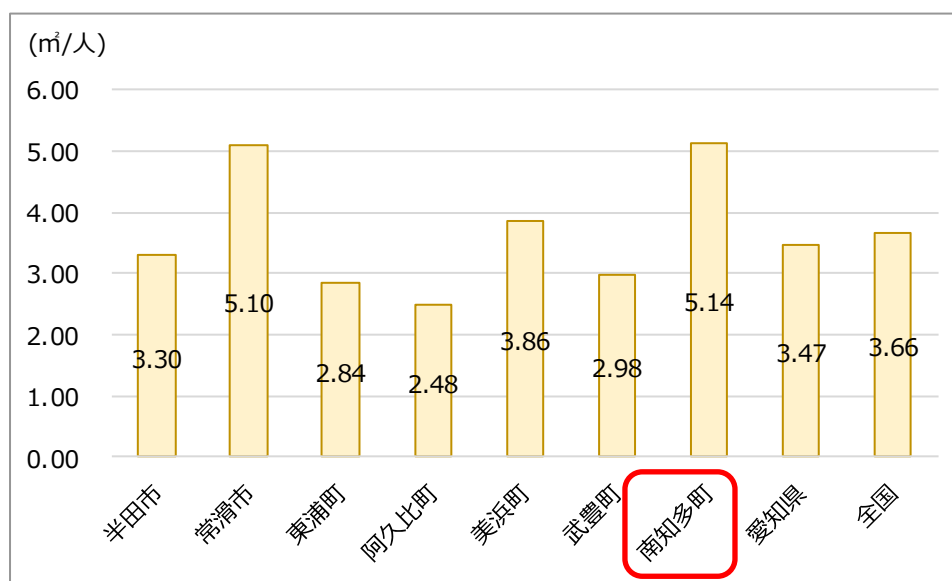
経済の活性化を図るため、公共施設等の整備と運営について低廉かつ良質な公共サービスの提供や民間の資金と手法を用いて行うPFI（Private Finance Initiative）事業の活用を検討します。

9. 公共建築物の施設類型ごとの基本方針

本町が管理する公共建築物については、今後 40 年間に於けるすべての公共施設等の更新費用に占める割合は、429.0 億円で全体の 36.8%です（「2.4.6. 公共施設等全体の更新費用」の表 2-11 参照）。

また、公共施設状況調（総務省）によると本町の人口 1 人当たりの延床面積は 5.14m²/人であり、これは近隣自治体、愛知県平均、全国平均と比べても高い水準にあると言えます（図 9-1 参照）。

図 9-1 人口 1 人当たりの公有財産（建物）延床面積



※1) 公有財産延床面積：総務省 公共施設状況調（平成 26 年度）

※2) 人口：各自治体の住民基本台帳（平成 27 年 4 月現在）

この点を踏まえ、次ページ以降に公共建築物の施設類型ごとの基本方針を示します。各データの集計は次の基準で行っています。

- 対象施設は延床面積の合計が施設単位で 50m² 以上のもの
- 知多南部衛生組合（ごみ処理場等）、知多南部消防組合（消防署等）は対象外
- 複合施設の延床面積は代表施設にて計上

9. 1. 町民文化系施設

町民文化系施設として、主として「公民館」として運営されています。また、豊丘むくろじ会館や山海ふれあい会館のように、廃校となった小学校の校舎を活用した施設もあります。また、旧中洲保育所は、保育所としての用途廃止後は、地域の集会施設として活用されています。

公民館は、地域活動の拠点施設であることから、今後も適切な維持管理を図りながら運営します。公民館のうち、師崎公民館児童図書分館は、師崎地区及びその周辺地域の図書館としての機能を有しています。また、南知多町公民館内海分館については、建設から 50 年以上経過していることから、適切な数量を踏まえた上で建替えを検討します。

表 9-1 町民文化系施設一覧

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	地区	備考
1	南知多町公民館	478.8	1972	豊浜	
2	南知多町公民館内海分館	1,175.7	1961	内海	
3	南知多町山海公民館	453.4	1994	山海	
4	南知多町大井公民館	555.2	1975	大井	
5	南知多町師崎公民館	610.5	1981	師崎	
6	南知多町師崎公民館児童図書分館	189.4	1967	師崎	
7	南知多町篠島開発総合センター	1,014.9	1980	篠島	
8	南知多町日間賀島公民館	528.0	1978	日間賀島	
9	南知多町山海ふれあい会館	2,541.3	1973	山海	
10	南知多町豊丘むくろじ会館	2,476.9	1976	豊丘	一部撤去予定
11	若子会館	113.2	1987	豊丘	
12	旧中洲保育所	582.9	1982	豊浜	
合計		10,720.2			

図 9-2 町民文化系施設配置図



9.2. 社会教育系施設

社会教育系施設として、梅原邸、尾州廻船内海船船主内田家（以下、内田家と称す）、南知多町町民会館、南知多町郷土資料館があります。

このうち、梅原邸、内田家は、明治時代の建築物です。本町の文化財であることから、適切な保存を行います。

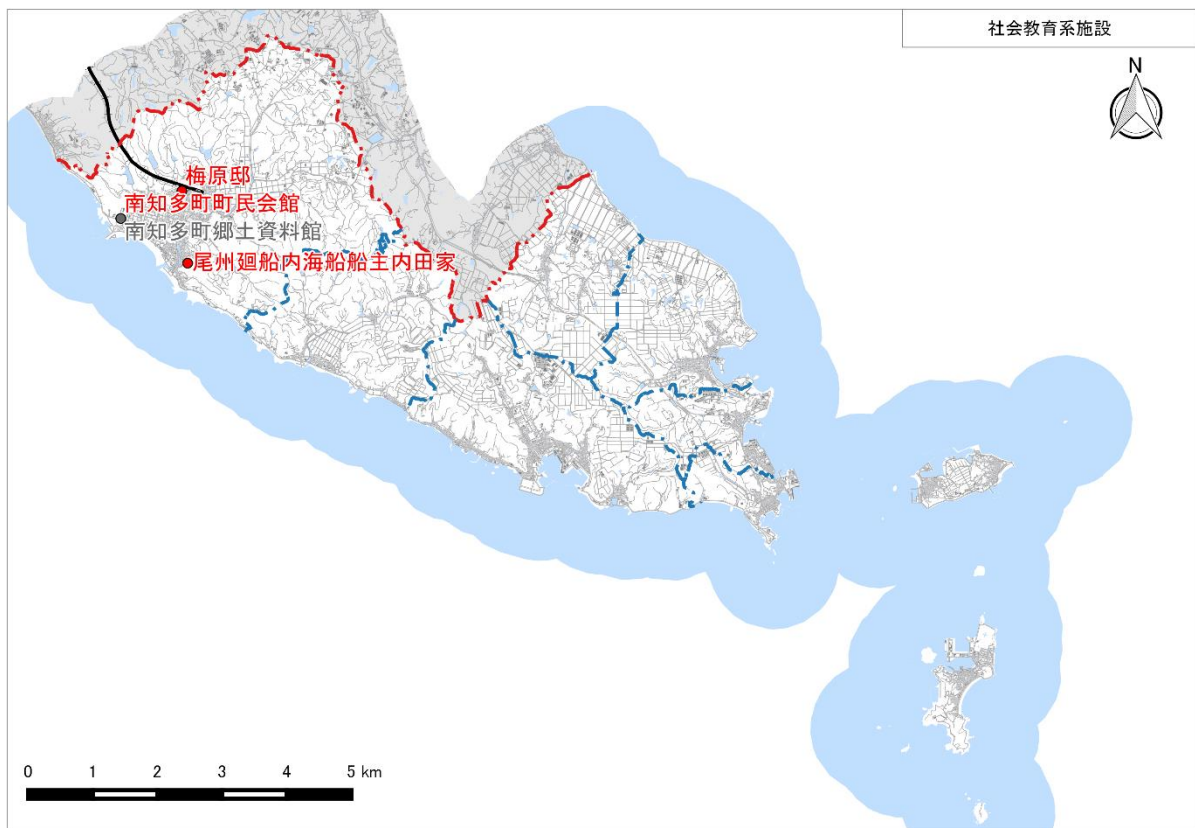
町民会館については、図書室の機能を有しています。図書室は本町の「知の拠点」であることから、師崎公民館児童図書分館と役割分担を図りつつ、引き続き適切な維持・運営を図ります。

郷土資料館については、平成 29 年度末に当初の用途を廃止することから、平成 30 年度に解体撤去を行います。

表 9-2 社会教育系施設一覧

番号	施設名	延床面積 (m ²)	建築年度	地区	備考
1	南知多町町民会館	567.6	1977	内海	
2	梅原邸	384.1	明治前期	内海	
3	尾州廻船内海船船主内田家	1,193.8	明治初期	内海	
4	南知多町郷土資料館	699.2	1964	内海	撤去予定
合計		2,844.7			

図 9-3 社会教育系施設配置図



9.3. スポーツ・レクリエーション系施設

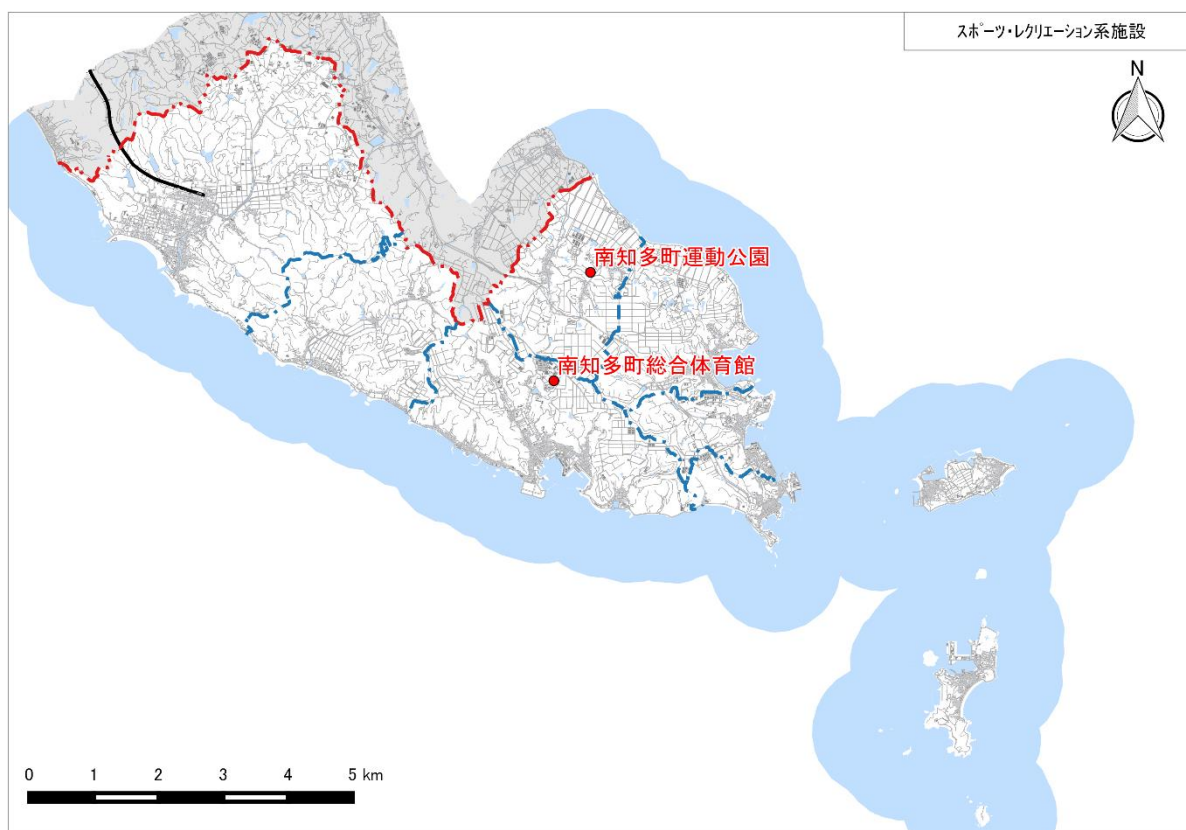
スポーツ・レクリエーション系施設として、屋内施設である総合体育館、屋外施設である運動公園があります。

知多半島 5 市 5 町（南知多町、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町）のスポーツ施設は、各自治体の住民が相互に利用することができます。本町のスポーツ施設は、本町民のみならず、知多半島住民のスポーツ活動、健康増進の拠点となっています。この点を踏まえ、知多半島の他自治体と連携し、利用状況及び維持費用の評価を行いつつ、適切な施設の運営を図ります。

表 9-3 スポーツ・レクリエーション系施設一覧

番号	施設名	延床面積 (m ²)	建築年度	地区	備考
1	南知多町総合体育館	5,050.2	1990	豊浜	
2	南知多町運動公園	183.2	1980	豊丘	
合計		5,233.4			

図 9-4 スポーツ・レクリエーション系施設配置図



9.4. 産業系施設

産業系施設は、観光地である内海、師崎、日間賀島、篠島地区に設置されているほか、延べ床面積が 50m² 未満の施設が各地区に存在しています。観光は本町の主要産業のひとつであり、今後も地域間交流・観光施設としての役割を考慮し適切な維持管理を行います。

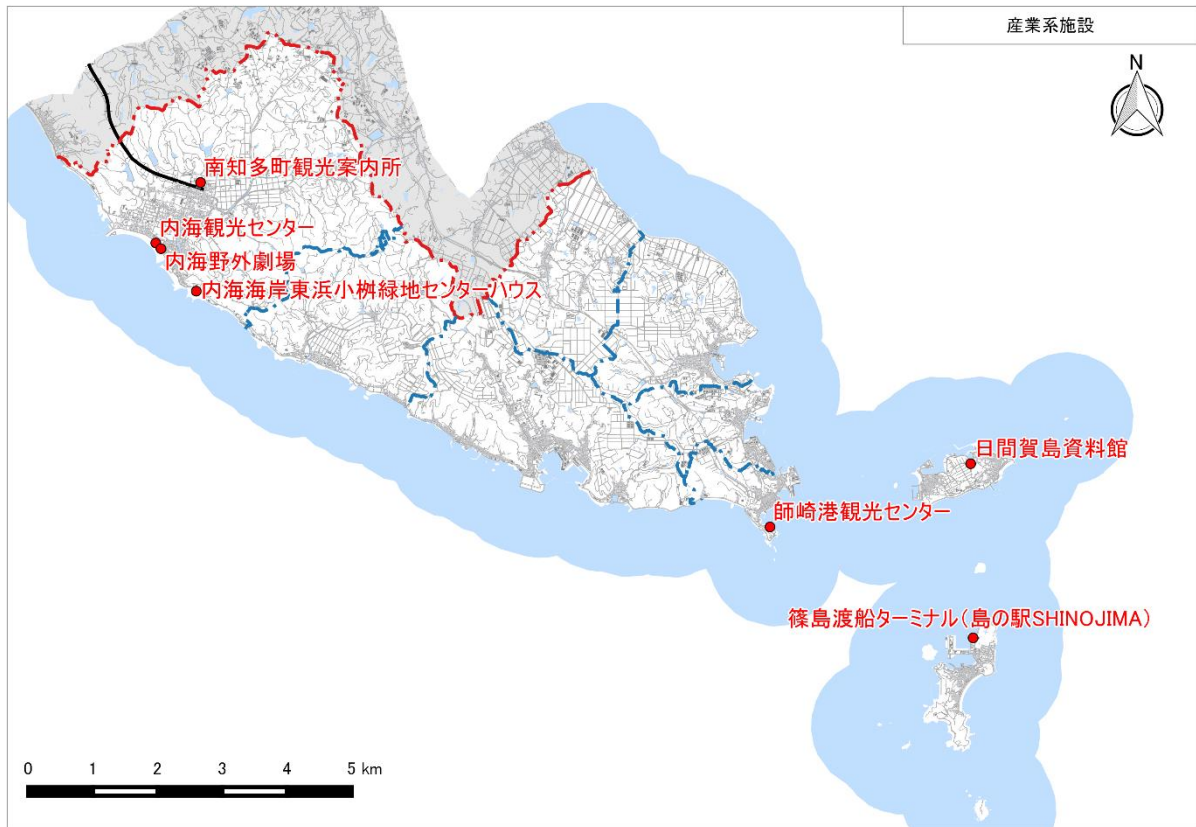
内海海岸に設置されている内海観光センター、内海野外劇場は、それぞれ平成 31 年（2019 年）、平成 39 年（2027 年）に更新時期を迎えることから、施設の必要性を検討し、場合によっては施設の廃止も視野に入れます。内海海岸東浜小桤緑地センターハウスについては、引き続き適切な維持管理を行いつつ運営します。

南知多町観光案内所は、地域の観光情報発信拠点として、引き続き適切な維持管理を行います。また、師崎港観光センター、篠島渡船ターミナル及び計画中の日間賀島渡船ターミナルは、本土と離島とを結ぶ航路の発着場であることから、航路利用者の利便性を確保し、適切な維持管理を行います。

表 9-4 産業系施設一覧

番号	施設名	延床面積 (m ²)	建築年 度	地区	備考
1	南知多町観光案内所	99.0	1990	内海	
2	内海観光センター	925.0	1959	内海	
3	内海野外劇場	133.4	1967	内海	
4	内海海岸東浜小桤緑地センターハウス	359.6	1999	内海	
5	師崎港観光センター	1,353.2	1975	師崎	
6	篠島渡船ターミナル (島の駅 SHINOJIMA)	485.8	2013	篠島	
7	日間賀島資料館	114.0	1988	日間賀島	
合計		3,469.9			

図 9-5 産業系施設配置図



9.5. 学校教育系施設

本町には、小学校が6校（内海、豊浜、大井、師崎、篠島、日間賀）、中学校が5校（内海、豊浜、師崎、篠島、日間賀）あります。

「2.3.1. 公共建築物」でも述べたとおり、学校教育系施設の延床面積による割合は全体の51.9%を占めます。小学校、中学校の多くが、合併による南知多町誕生からしばらくした昭和40年代から昭和50年代前半にかけて建設されており、平成40年代には多くの施設で更新時期を迎えます。一方で、「2.1.4. 小中学校の児童生徒数の推移」でも述べたとおり、小中学校の児童生徒数は減少傾向で、平成27年（2015年）の生徒数は、40年前の昭和50年（1975年）の29.3%です。

南知多町教育委員会では、学校統廃合の基本構想を平成18年2月に策定しました。この中で、小学校を5校に、中学校を1校に、それぞれ統合することとしています。学校統合等に伴う学校施設の更新にあたっては、将来のさらなる児童数の減少も考慮し、規模の適正化を行います。また、災害発生時は避難所の役割も果たすことから、耐震性能の維持をはじめとする耐災害性の確保を図ります。

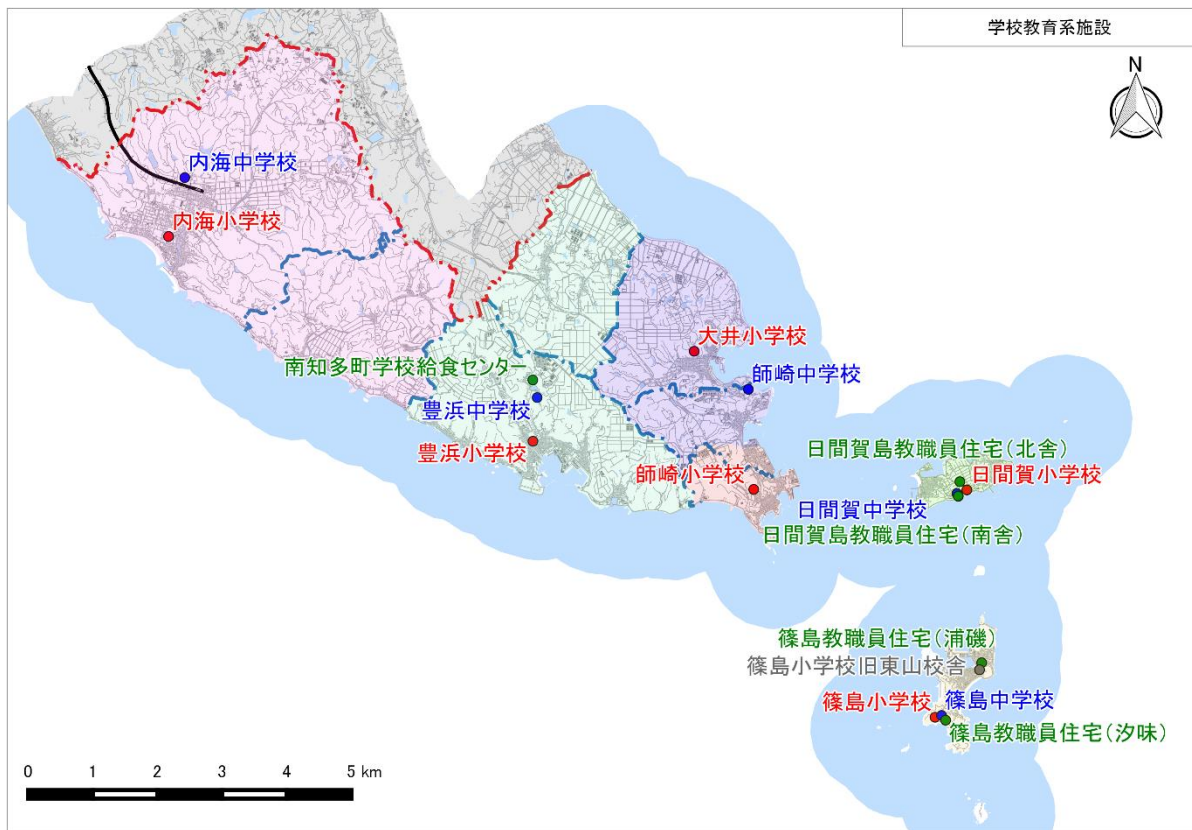
既存の校舎のうち、篠島小学校旧東山校舎については、用途廃止していることから、撤去を計画しています。

老朽化の進んだ学校給食センターについては、早期の建替えを検討します。

表 9-5 学校教育系施設一覧

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	地区	備考
1	内海小学校	4,257.7	1972	内海	
2	豊浜小学校	5,181.0	1978	豊浜	
3	大井小学校	3,840.8	1964	大井	
4	師崎小学校	4,035.5	1967	師崎	
5	篠島小学校	2,133.8	1978	篠島	
6	日間賀小学校	3,406.8	1970	日間賀島	
7	内海中学校	5,148.1	1964	内海	
8	豊浜中学校	6,213.6	1970	豊浜	
9	師崎中学校	5,142.5	1973	片名	
10	篠島中学校	2,764.1	1979	篠島	
11	日間賀中学校	3,147.8	1961	日間賀島	
12	旧篠島小学校（廃止）	1,764.6	1957	篠島	撤去予定
13	篠島教職員住宅（浦磯）	289.0	1976	篠島	
14	篠島教職員住宅（汐味）	256.0	1982	篠島	
15	日間賀島教職員住宅（北舎）	289.0	1976	日間賀島	
16	日間賀島教職員住宅（南舎）	533.0	1979	日間賀島	
17	南知多町学校給食センター	800.2	1973	豊浜	
合計		49,203.5			

図 9-6 学校教育系施設配置図



9.6. 子育て支援施設

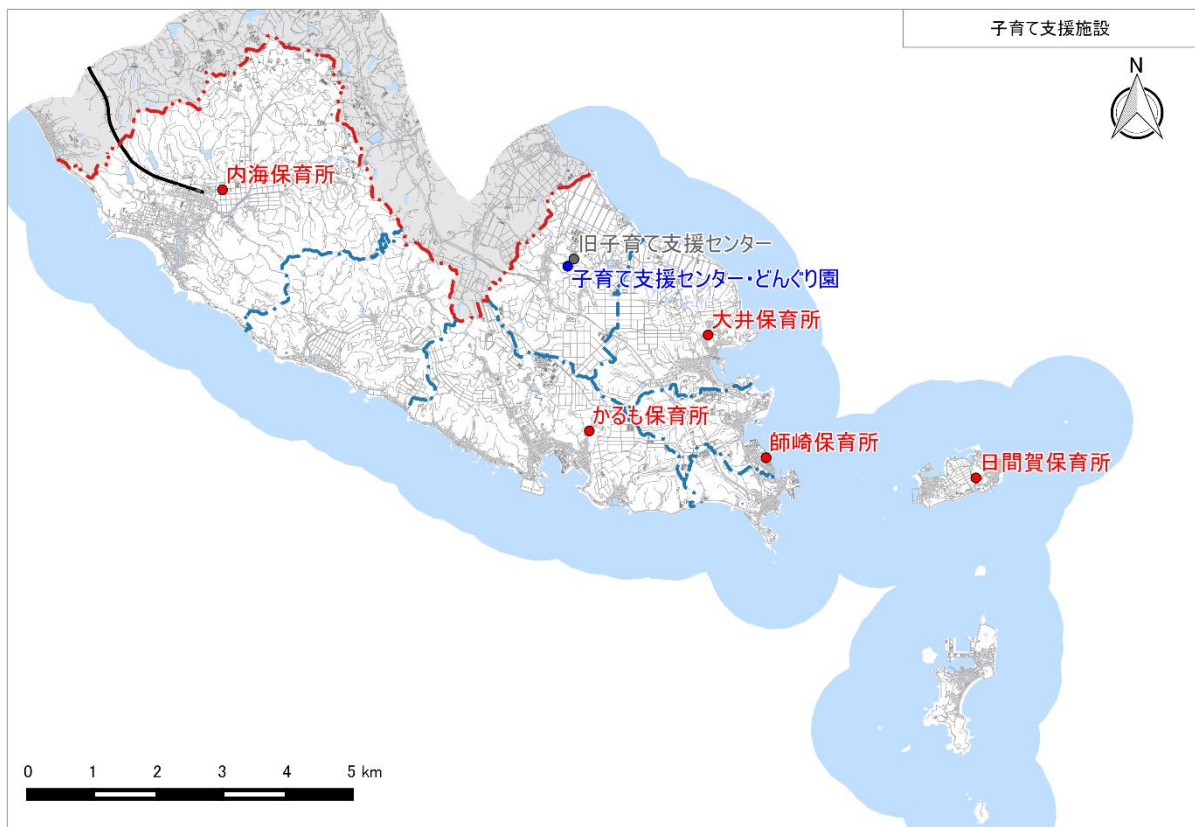
子育て支援施設として、内海、豊浜、大井、片名、日間賀島の各地区に保育所が、豊丘地区に子育て支援センター及び児童発達支援事業のどんぐり園が設置されています。

本町の年少人口はさらなる減少が予想される一方、子育て支援施設の充実は、子育て世代の人口減少の抑止に大きな役割を果たします。このことから、保育所は、当面の間は、現状の保育所を維持することを基本としますが、今後については、保育所の配置のあり方を検討する必要があります。なお、旧子育て支援センターについては、早急に撤去を行います。

表 9-6 子育て支援施設一覧

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	地区	備考
1	内海保育所	1,036.6	1988	内海	
2	かるも保育所	599.3	1978	豊浜	
3	大井保育所	575.9	1992	大井	
4	師崎保育所	781.1	1984	片名	
5	日間賀保育所	580.3	1973	日間賀島	
6	子育て支援センター・どんぐり園	－	－	豊丘	複合施設
7	旧子育て支援センター（廃止）	347.7	1969	豊丘	撤去予定
合計		3,920.8			

図 9-7 子育て支援施設配置図



9.7. 保健福祉施設

高齢福祉施設として、初神老人憩の家、山田老人憩の家、片名老人憩の家、日間賀島西老人憩の家があります。

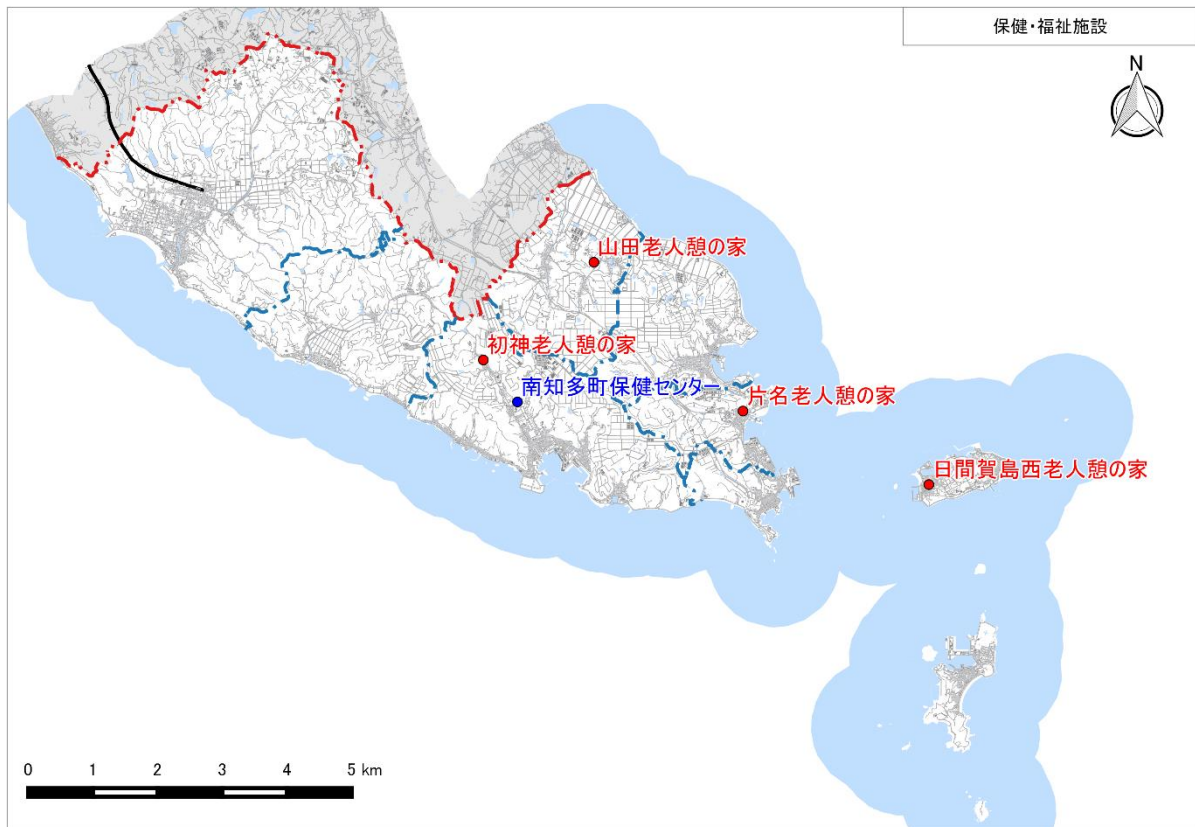
本町の人口が減少傾向にある中、75 歳以上の後期高齢者の人口は増加が予想されることから、「9.1. 町民文化系施設」で述べた公民館等の集会施設と適切な役割分担を図りながら、引き続き施設の適切な維持管理を図ります。

南知多町保健センターは南知多町役場に併設しており、施設内の事務室等の一部は町役場の機能を有しています。後述の南知多町役場と一体的な運用を図ります。

表 9-7 保健福祉施設一覧

番号	施設名	延床面積 (m ²)	建築年度	地区	備考
1	南知多町保健センター	1,404.2	1984	豊浜	
2	山田老人憩の家	205.7	1975	豊丘	
3	初神老人憩の家	72.9	1983	豊浜	
4	片名老人憩の家	70.7	1981	片名	
5	日間賀島西老人憩の家	157.9	1982	日間賀島	
合計		1,911.2			

図 9-8 保健福祉施設配置図



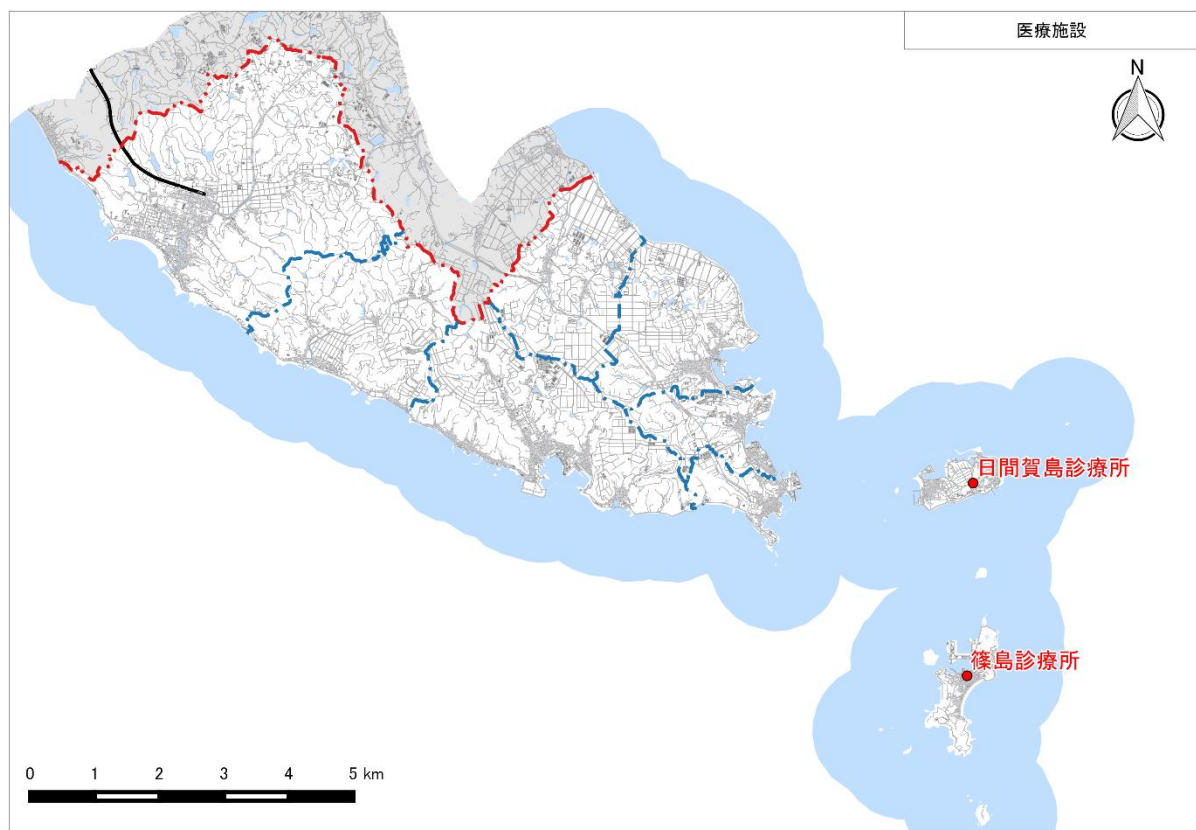
9.8. 医療施設

医療施設としては、離島の日間賀島及び篠島に診療所が設置されています。
診療所は島内医療の拠点であることから、引き続き適切な維持管理を図ります。

表 9-8 医療施設一覧

番号	施設名	延床面積 (m ²)	建築年度	地区	備考
1	篠島診療所	199.8	1992	篠島	
2	日間賀島診療所	259.6	1999	日間賀島	
合計		459.4			

図 9-9 医療施設配置図



9.9. 行政系施設・防災施設

行政系施設として、南知多町役場があります。

南知多町役場は昭和 43 年（1968 年）に建設され、平成 40 年（2028 年）に更新時期を迎えます。平成 40 年は本計画の計画終了期間であることから、町役場の建替えについては、立地も含め、別途検討を行います。

町役場の出先機関として、内海・師崎・篠島・日間賀島にサービスセンターを設置しています。これらは町民文化系施設の建築物の中に設置していることから、引き続き現在の体制で運営を行います。

防災施設として、日間賀島防災センターを平成 28 年（2016 年）に運用を開始しました。防災センターは内海地区及び篠島地区でも建設し、平成 29 年（2017 年）に運用を開始します。耐災害性を踏まえつつ、適切な維持管理を実行します。

また、消防団詰所については、集落単位で設置されています。集落内の防災力を確保するために、適切な維持管理を行います。

なお、消防施設については、隣接する美浜町と共同で知多南部消防組合として運営しています。

表 9-9 行政系施設・防災施設一覧（消防団詰所は除く）

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	地区	備考
1	南知多町役場	3,263.1	1968	豊浜	
2	内海サービスセンター	-	-	内海	複合施設
3	師崎サービスセンター	-	-	大井	複合施設
4	篠島サービスセンター	-	-	篠島	複合施設
5	日間賀島サービスセンター	-	-	日間賀島	複合施設
6	水防資材倉庫	291.4	1953	豊浜	
7	日間賀島防災センター	208.6	2015	日間賀島	
合計		3,763.1			

図 9-10 行政系施設・防災施設配置図（消防団詰所は除く）

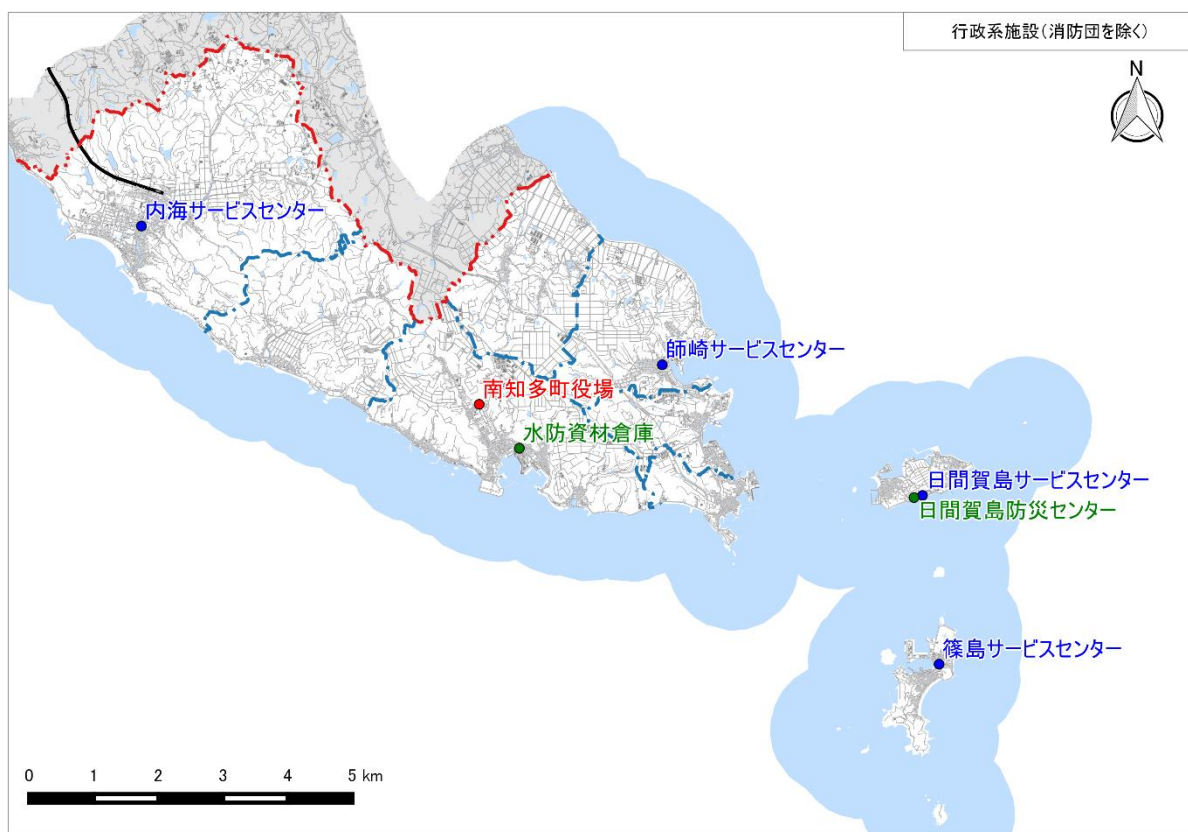
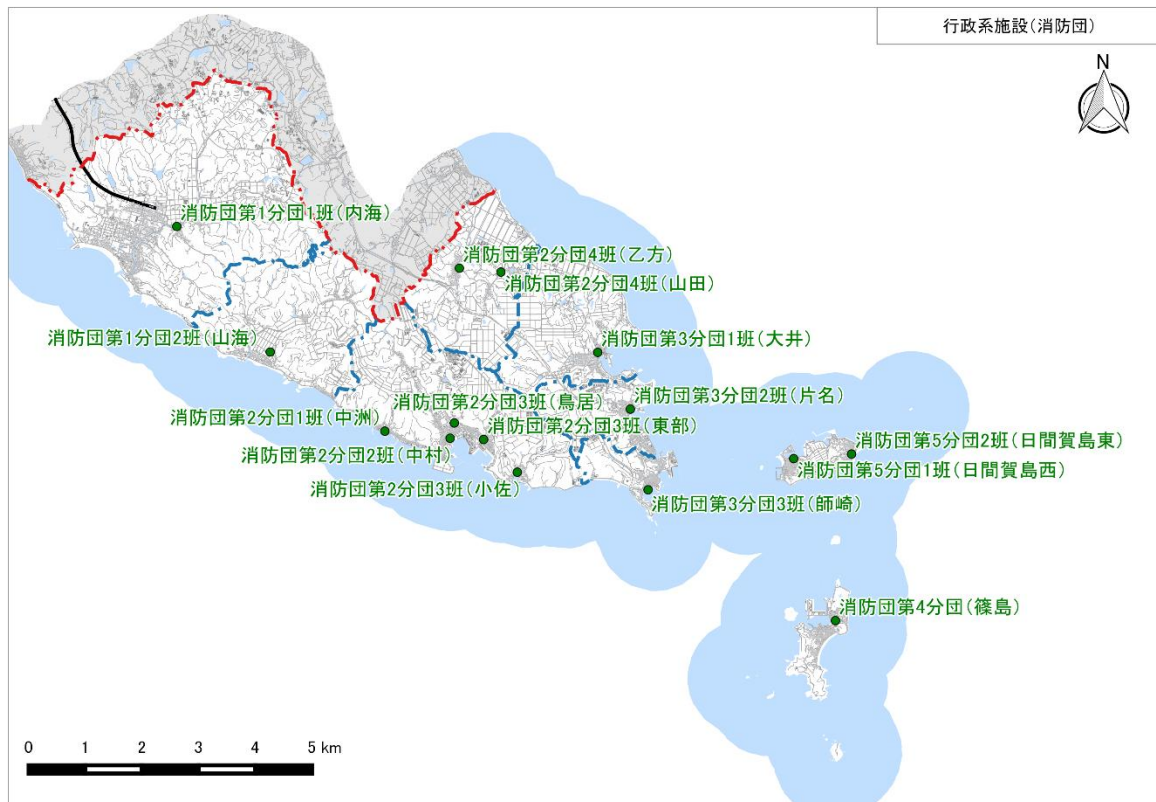


表 9-10 消防団詰所一覧

番号	施設名	延床面積 (m ²)	建築年度	地区	備考
1	第1分団第1班(内海)	145.2	1975	内海	
2	第1分団第2班(山海)	54.1	1989	山海	
3	第2分団第1班(中洲)	131.5	1996	豊浜	
4	第2分団第2班(中村)	117.9	1982	豊浜	
5	第2分団第3班(東部)	68.4	1986	豊浜	
6	第2分団第3班(小佐)	59.4	1984	豊浜	
7	第2分団第3班(鳥居)	27.5	2015	豊浜	
8	第2分団第4班(乙方)	49.5	1975	豊丘	
9	第2分団第4班(山田)	55.1	1983	豊丘	
10	第3分団第1班(大井)	120.0	1981	大井	
11	第3分団第2班(片名)	99.4	2014	片名	
12	第3分団第3班(師崎)	124.3	1993	師崎	
13	第4分団(篠島)	228.4	1982	篠島	
14	第5分団第1班(日間賀島西)	81.1	1985	日間賀島	
15	第5分団第2班(日間賀島東)	69.5	1990	日間賀島	
合計		1,431.2			

図 9-11 消防団詰所配置図



9.10. 町営住宅

町営住宅は、城下住宅、豊浦住宅、広地住宅、東山住宅の4か所あります。

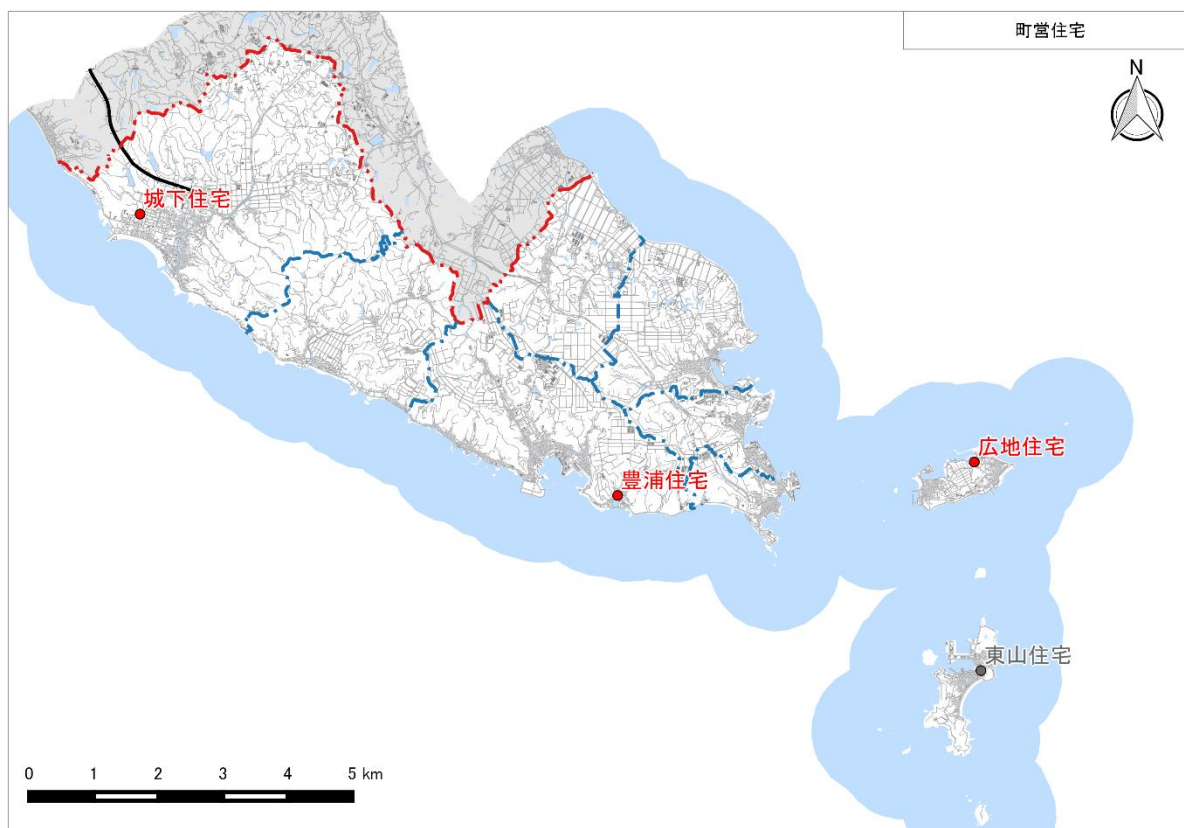
このうち、東山住宅は入居者が全員退去していることから、早急に撤去を行います。豊浦住宅及び広地住宅については、建設年が昭和34年（1959年）で、平成31年（2019年）に更新時期を迎えることから、現在の入居者の退去後に撤去を行います。

城下住宅については、建設年が平成2年（1990年）と新しいことから、適切な維持管理を行いながら、引き続き運用します。

表 9-11 町営住宅一覧

番号	施設名		延床面積 (㎡)	建築年度	地区	備考
1	城下住宅	A 棟・B 棟	488. 4	1990	内海	
		C 棟		1997		
2	豊浦住宅		57. 6	1959	豊浜	
3	東山住宅		57. 0	1973	篠島	廃止予定
4	広地住宅		56. 4	1959	日間賀島	
合計			659. 4			

図 9-12 町営住宅配置図



9.11. 処理施設

現在も運用されている処理施設は、日間賀島の一般廃棄物最終処分場です。引き続き、適切な維持管理を行いつつ、運営を行います。

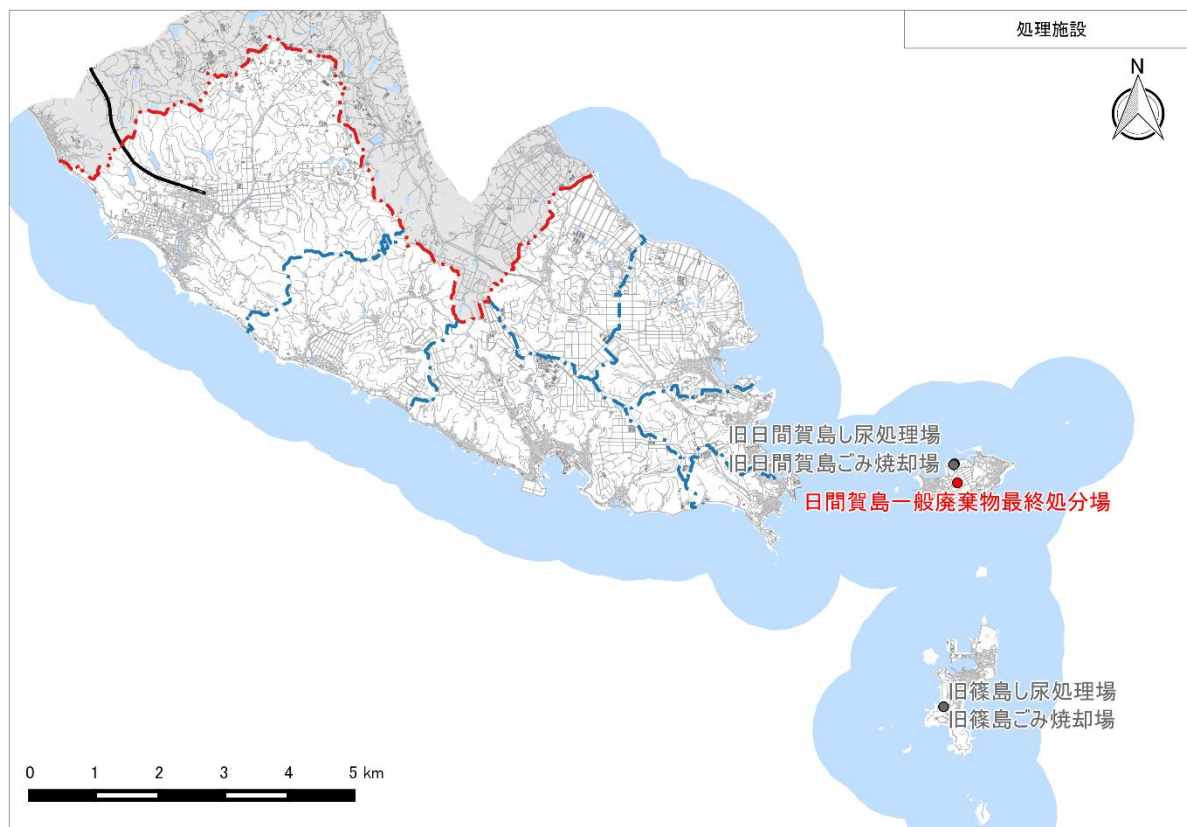
日間賀島及び篠島には使用停止しているごみ焼却場及びし尿処理場がありますが、早急に撤去を行います。

なお、ごみ処理施設については、隣接する美浜町と共同で知多南部衛生組合として運営しています。

表 9-12 処理施設一覧

番号	施設名	延床面積 (m ²)	建築年度	地区	備考
1	日間賀島一般廃棄物最終処分場	237.9	1993	日間賀島	
2	旧篠島ごみ焼却場（廃止）	187.6	1987	篠島	撤去予定
3	旧篠島し尿処理場（廃止）	45.6	1978	篠島	撤去予定
4	旧日間賀島ごみ焼却場（廃止）	260.0	1992	日間賀島	撤去予定
5	旧日間賀島し尿処理場（廃止）	45.6	1978	日間賀島	撤去予定
合計		776.8			

図 9-13 処理施設配置図



9. 12. その他施設

9. 1～9. 11 に分類されなかった本町の公共建築物は、表 9-13 のとおりです。

表 9-13 その他施設一覧

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	地区	備考
1	南知多町師崎港駐車場	8,992.5	2004	師崎	
2	日間賀島浄化センター	815.2	1999	日間賀島	
3	旧片名保育所	365.9	1976	片名	普通財産
4	旧日間賀共同調理場	156.6	1975	日間賀島	普通財産
合計		10,330.1			

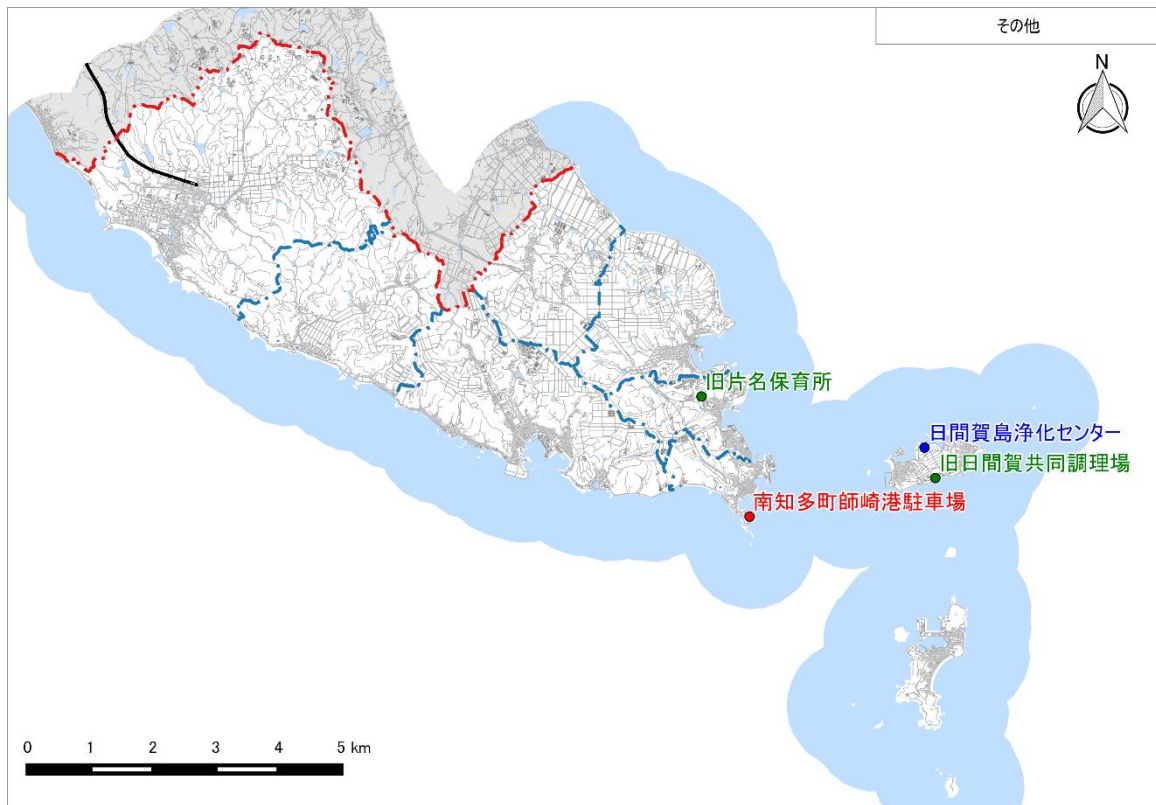
師崎港駐車場については、日間賀島、篠島へ渡る航路利用者のほか、日間賀島、篠島の住民が本土内で移動するための自動車を駐車する場所として利用されています。経営的に黒字であることから、将来の改修工事のために基金を積み立て、費用を捻出することとします。

日間賀島浄化センターについては、「10.5. 漁業集落排水」にて後述します。

旧片名保育所及び旧日間賀共同調理場については、既に本来の用途を廃止しており、普通財産として管理しています、建物の老朽化及び安全性を勘案し、撤去を検討します。

なお、火葬場については、隣接する美浜町と共同で知多南部衛生組合として運営しています。

図 9-14 その他施設配置図

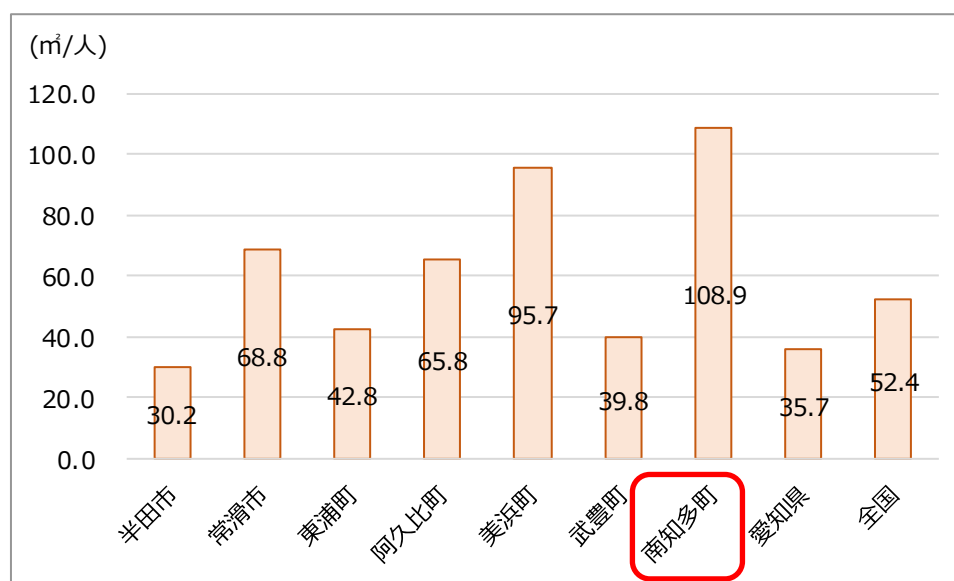


10. インフラの施設類型ごとの基本方針

10.1. 道路

本町が管理する道路は、町道（延長：454,867m）、農道（延長：68,965m）があります。「2.4.6. 公共施設等全体の更新費用」でも述べたとおり、町道については、今後40年間ににおける公共施設等の更新費用に占める割合が大きく（188.5億円、全体の16.2%）、財政の負担となります（「2.4.6. 公共施設等全体の更新費用」の表2-11参照）。また、公共施設状況調（総務省）によると本町の人口1人当たりの道路面積は108.9m²/人であり、近隣自治体、愛知県平均、全国平均と比べても高い水準にあると言えます（図10-1参照）。

図10-1 人口1人当たりの道路面積



※1) 道路面積：総務省 公共施設状況調（平成26年度）

※2) 人口：各自治体の住民基本台帳（平成27年4月現在）

この点を踏まえ、道路の新規整備は基本的に行わず、不要な既存道路の用途廃止を行います。そして、「南知多町舗装修繕計画（平成27年3月）」に基づいて、道路の維持管理を実施します。具体的には、早急に修繕が必要な箇所を選定し、道路区分、通学路、避難路等の社会的性格を加味して、優先度を定めて、20年間にわたり、計画的に舗装の補修を行います。その他の道路附属物についても、定期的な点検及び診断を実施します。

10.2. 橋梁

橋梁については、「南知多町橋梁長寿命化修繕計画（平成 27 年 3 月）」に基づいて維持管理を実行します。対象とする橋梁を重要度の観点から定め、優先的に点検計画及び修繕計画を策定することとします。

橋梁の健全度を把握するために、橋梁の架設年度、構造、立地条件等を十分に考慮して点検計画を立て、5 年に 1 回の定期点検を実施します。定期点検は、国土交通省の「道路橋定期点検要領」及び愛知県の「橋梁点検要領（案）」に基づいて実施し、橋梁の損傷を早期に把握するものとします。

また、日常的な点検として道路パトロールを実施します。道路パトロールでは、公用車で走行しながら目視点検を行い、異常が疑われる箇所については徒歩による目視点検を行います。

日常の道路パトロールの中で清掃等を実施し、橋梁定期点検の中で損傷の度合い及び対策の必要性を定めるとともに、従来の事後的な修繕（事後保全）から予防的な修繕（予防保全）へ移行し、費用が掛かる架替えを極力なくすことにより、橋梁の長寿命化を目指します。また、長寿命化を適切に計画することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ります。

10.3. ため池

本町が管理する 77 か所のため池のうち、地震による堤防崩壊時に下流域において人家被害が想定される「警戒ため池（防災重点ため池）」が 33 か所あります。

愛知県が実施した耐震調査の結果、堤体補強等の対策が必要であると診断された「警戒ため池（防災重点ため池）」は 33 か所のうち 21 か所であり、今後は優先順位等の検討を踏まえ、修繕計画に基づき耐震化工事を行います。

また、県営事業による耐震化工事の実施を要望し、町財政の負担軽減を図ります。

10.4. 上水道

上水道については、南知多町水道施設更新計画（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）に基づき、施設の更新を進めます。南知多町水道施設更新計画の主たる目的は基幹管路（口径 200mm 以上）の耐震化であり、平成 26 年度の 68%を平成 37 年度に 83%に向上させる数値目標を設定しています。配水管の新設・改良のほか、ポンプ場や配水池の電気・計装設備の更新計画も策定しています。

上記の更新計画のほか、定期的な点検は適切に実施します。また、上水道施設の長寿命化を図ります。

上水道施設の維持管理及び更新に際し、水道事業の採算性確保の観点から、必要に応じて水道使用料の見直しを行います。

10.5. 漁業集落排水

漁業集落排水は、漁村の生活環境を衛生的で快適にするとともに、漁港や周辺海域の水質保全を目的として、平成 9 年（1997 年）以降に日間賀島において建設（管路の新設）を開始しました。

10.5.1. 漁業集落排水の管路

漁業集落排水の管路（16,497m）の耐用年数は 72 年であり、本計画が終了する平成 40 年（2028 年）にはまだ耐用年数に達しないことから、施設の大規模修繕のみが対象となります。

今後、平成 31 年度（2019 年度）～平成 33 年度（2021 年度）にかけて、施設の大規模修繕を行います。大規模修繕に先立ち、整備（機能保全）計画を策定します。

10.5.2. 漁業集落排水の処理施設

漁業集落排水の処理施設は、「日間賀島浄化センター」の名称で平成 11 年（1999 年）に建設されました。大規模改修は、処理場の耐用年数 33 年に達する平成 44 年（2032 年）に必要となります。前述の整備（機能保全）計画の策定時に、処理施設の大規模改修も視野に入れることとします。

また、日間賀島浄化センター内の汚水処理施設及びポンプ等の大規模更新は、平成 25 年度（2013 年）～平成 27 年度（2015 年）に一部実施済みですが、引き続き適切な更新及び維持管理を実施します。

離島という特殊な環境であることから、機器の故障が生じてからの緊急対応は難しく、今後も定期的に機器の更新を図る必要があります。

10.6. 港湾・漁港（海岸保全施設を含む）

本町が管理する港湾として、内海港があります。また、本町が管理する漁港として、豊丘漁港、山海漁港、大井漁港、日間賀漁港の 4 港があります。さらに、各港湾・漁港には交通施設としての臨港道路が存在します。港ごとの外郭施設、係留施設、臨港道路の内訳を表 10-1 に示します。

表 10-1 漁港・港湾施設一覧

名称		内海港	山海漁港	豊丘漁港	大井漁港	日間賀漁港
外郭施設 (m)	防波堤	979.1	303.0	547.8	678.0	1,642.0
	護岸	4,529.1	278.3	684.7	2,365.6	5,668.4
	うち、海岸保全施設	3,455.0	—	1,207.0	2,409.0	4,241.0
	防砂堤等	694.0	343.4	1,173.5	86.2	653.0
	合計	6,202.2	924.7	2,406.0	3,129.8	7,963.4
係留施設 (m)	岸壁・栈橋	0.0	0.0	5.0	78.7	1,180.4
	船揚場	20.5	50.0	35.3	114.4	66.0
	物揚場	828.0	76.5	199.9	1,192.3	1,548.0
	合計	848.5	126.5	240.2	1,385.4	2,794.4
臨港道路 (m)		313.4	192.1	100.0	2,003.5	4,515.6

「2.4.5. 港湾及び漁港（海岸保全施設を含む）の更新費用」及び「2.4.6. 公共施設等全体の更新費用」でも述べたとおり、港湾施設及び漁港施設は、今後 40 年間に於ける公共施設等の更新費用に占める割合が大きく（312.5 億円、全体の 26.8%）、本町の大きな財政負担となります。特に、耐用年数 50 年を迎えた施設の更新が急務であり、一時的に費用が増大します。

一方で、港湾施設及び漁港施設は、住民の日常生活や産業活用に大きな役割を担っています。

この点を踏まえ、更新費用の平準化を念頭に、施設の効率的な維持管理を進める一方、個々の施設の必要性の検討を行います。

10.6.1. 港湾・漁港施設の必要性の精査

漁業政策等を踏まえ、漁港をはじめとする施設の必要性を精査します。

10.6.2.港湾・漁港施設（海岸保全施設を含む）の維持管理

現在、港湾施設の内海港並びに漁港施設の大井漁港及び日間賀漁港は、それぞれの施設保全計画に基づいて維持管理を実施します。今後は、港湾・漁港のうち、海岸保全施設について施設保全計画を策定します。また、漁港施設の山海漁港及び豊丘漁港の施設保全計画を策定します。

施設の点検・診断にあたっては、策定した施設保全計画に基づき、点検項目の設定や健全度判定を行います。施設の劣化状況や役割、利用状況等から優先度を設定し、財政状況等を勘案しながら実施時期や実施内容等を決定し、計画的な維持管理を行っていきます。

10.6.3.港湾・漁港施設（海岸保全施設を含む）の安全確保

施設の更新や大規模な改修等の時期に合わせ、耐震化の必要性について検討します。施設の老朽化が特に著しいものについては、施設の利用状況や利用者ニーズ等を踏まえ、必要に応じて立入禁止措置や将来的な施設の廃止も視野に入れて検討します。

10.7. 公園・緑地等

本町では、表 10-2 の通り、31 か所の公園・緑地等を有しています。

公園内の施設については、定期的な点検・診断を中心として、適切な維持管理を行います。

また、必要に応じて、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な施設の修繕・更新を図ります。

表 10-2 公園・緑地等一覧

	番号	施設名	敷地面積 (m ²)	建設年度	地区
都市公園	1	林崎公園	1,456.5	1973	師崎
	2	荒布越公園	1,251.5	1979	山海
	3	西園公園	1,597.0	1985	大井
	4	新師崎公園	2,100.0	1990	片名
	5	城下公園	2,798.9	1988	内海
	6	岡部公園	2,100.5	1991	内海
	7	中町公園	1,750.7	1991	豊浜
	8	小佐公園	2,546.6	1991	豊浜
	9	神戸浦公園	900.8	1991	師崎
	10	みなと公園	806.0	未供用	片名
	11	新町公園	1,346.7	2003	師崎
	12	聖崎公園	18,308.2	2004	片名
一般公園	13	長谷公園	192.3	1975	片名
	14	浦磯公園	1,943.9	1982	篠島
	15	西田面公園	600.1	1986	大井
	16	モンテジェルソ公園（片名1号公園）	2,776.8	1990	片名
	17	カプリッチョ広場公園（片名2号公園）	835.1	1990	片名
	18	新井浜公園	428.0		日間賀島
緑地等	19	中町1号緑地	433.3		豊浜
	20	中町3号緑地	17.4		豊浜
	21	神戸浦1号緑地	1,465.5		師崎
	22	神戸浦2号緑地	141.8		師崎
	23	聖崎1号緑地	267.0		大井
	24	聖崎2号緑地	1,607.6		片名
	25	西新町1号緑地	159.0		師崎
	26	西新町2号緑地	284.2		師崎
	27	西新町3号緑地	134.2		師崎
	28	西新町4号緑地	52.9		師崎
	29	西新町5号緑地	4.9		師崎
	30	黒地緑地	534.2		片名
	31	西園調整池	1,756.0		大井
	合計		50,597.4		

11. 公共施設等総合管理計画の実施体制

11.1. 計画の基本的な進め方

本町の公共施設等の管理状況については適宜把握します。町総合計画等の上位計画との整合性を図りつつ、必要により本計画の見直しを行います。

なお、庁内各部署の連携と協力の下で一元的に本計画を推進し、各部署において、本計画の基本方針に基づき個別施設計画を策定し、所管する施設の計画的かつ効果的な管理を実施します。

11.2. 住民との情報共有と連携

公共施設等の現状と管理状況について、町のホームページにより開示するなど住民に情報を提供し、問題意識の共有を図ります。